

# 第4期 阿南市 地域福祉計画

Let's work together to achieve well-being  
and live happily as a community.

令和8年度から令和12年度

ANAN CITY



## ごあいさつ



市民の皆様には、日頃より本市の福祉行政に対し、多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、私たちの社会は大きな転換期を迎えています。少子高齢化や人口減少の進展に加え、単身世帯の増加や地縁の希薄化など、社会構造の変化に伴い、生活困窮や社会的孤立、「8050問題」といった、既存の制度だけでは解決が困難な、複雑で複合的な課題が浮き彫りとなっています。

このような背景の中、本市では『「健康でひとに優しい阿南」の創生～誰ひとり取り残さない共生のまちに～』の実現を目指し、今後5年間の指針となる「第4期阿南市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、新たに「阿南市重層的支援体制整備事業実施計画」を内包しており、分野を問わない相談支援や多様な参加支援を一体的に行うことで制度の狭間にある複合的な課題にも対応できる体制を構築するなど、当事業を推進力とし、「地域共生社会」の実現を目指すものです。

この「地域共生社会」を実現するためには、公助を基盤としながら、市民の皆様による互助・共助の取組を活性化させることが不可欠です。本計画の推進にあたり、市民の皆様、ボランティア団体、事業者の皆様と手を携え、誰一人取り残されることのない、温もりあふれるまちづくりに全力を尽くす所存です。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提言をいただいた市民の皆様、並びに御尽力賜りました阿南市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様にご心より感謝申し上げます、挨拶とさせていただきます。

令和8年3月

阿南市長 岩佐 義弘

## 目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって.....	1
1 地域福祉計画とは .....	1
2 地域福祉計画策定の背景と趣旨 .....	2
3 地域福祉に関する国の動向 .....	2
1 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正.....	2
2 こどもまんなか社会を目指して.....	3
3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム.....	4
4 孤独・孤立対策推進法の施行.....	4
5 生活困窮者自立支援法の改正.....	5
6 認知症基本法の制定.....	5
7 第二次再犯防止推進計画.....	5
4 計画の位置づけ .....	6
1 法的な位置づけ.....	6
2 各計画との関係.....	6
3 SDGsとの関連.....	7
4 計画の期間 .....	9
5 圏域の設定 .....	10
第2章 地域福祉の現状と課題.....	11
1 阿南市の現状 .....	11
1 人口.....	11
2 世帯数・世帯員数.....	12
3 地区別将来人口.....	13
4 支援を要する人の現状.....	14
2 市民ニーズの把握 .....	17
1 地域福祉計画改訂のための市民調査・意向調査.....	17

3	阿南市の現状、市民ニーズからみえる課題（第3期計画のふりかえり）	25
1	助け合い支え合う人と地域づくり	25
2	福祉活動の推進と担い手づくり	25
3	誰もが利用しやすい福祉環境づくり	26
4	安心して暮らせる安全なまちづくり	27
第3章	計画の体系	28
1	基本理念とめざす姿	28
2	計画のキーワード	30
3	計画の視点	31
4	施策の体系	33
第4章	施策の展開	34
	推進方針1 誰ひとり取り残さない支え合いの仕組みをつくりま	34
	す。第二次阿南市再犯防止推進計画	40
	推進方針2 みんなが参加・活躍できる機会や場をつくりま	41
	す。推進方針3 人と人が支え合い、安心して暮らせる地域をつくりま	45
	す。第5章 重層的支援体制整備事業について	49
1	事業の目的	49
2	包括的相談支援事業	50
3	参加支援事業	51
4	地域づくり事業	51
5	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	52
6	多機関協働事業	52
7	重層的支援会議と支援会議	53
第6章	計画の推進	54
1	計画の評価時期と進行管理	54
2	評価の基本的な考え方	55
3	活動指標・直接アウトカム指標一覧	55
資料編		56



## 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

### 1 地域福祉計画とは

地域福祉とは、地域で生活する高齢者や障がい者、こどもたちなど全ての人が自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、お互いに支え合い、協力し、生活を共に楽しむ地域をつくりあげていくことです。

地域福祉の考えでは、その地域に暮らす住民だけでなく、働く人、関わりのある人、団体、学校などの教育機関、企業など、全ての主体が主役です。

本市の第4期地域福祉計画は、「ちいき」の力をあわせて、私たちの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくることをめざし、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、地域住民みんなが主体的に取り組を進める計画として推進していきます。



## 2 地域福祉計画策定の背景と趣旨

---

近年、少子高齢化の進行とともに核家族や単身世帯が増加しています。また、人々のライフスタイルや価値観も多様化し、家族や地域における相互扶助機能の低下により、地域住民が抱える課題は、ひきこもり\*、8050問題\*、ダブルケア\*、虐待、孤独・孤立、ヤングケアラーなど、複雑化・多様化しています。

さらには、生産年齢人口の減少により、令和22年（2040年）には1人の高齢者を1.5人で支えることになり、医療福祉の現場では、100万人の労働者が不足する推計が出されるなど、担い手不足が懸念されています。

これらの情勢を背景に、地域住民が抱える課題は、行政で対応できる範囲をはるかに超えることが想定され、地域での支え合いや福祉コミュニティ形成の重要性が問われている中、今後の地域福祉の推進には、行政、地域住民、民間企業を含めた地域の力を結集することが重要となっています。

本市においては、令和3年（2021年）3月に第3期阿南市地域福祉計画（以下「第3期計画」という。）を策定し、支え合い、誰もが必要なサービスを受けられ、安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを目指して施策を展開してきました。

第3期計画は、令和7年（2025年）度をもって計画期間が終了となるため、これまでの取組における成果と課題を踏まえ、新たな社会環境に対応すべく、地域の福祉について「共通して取り組むべき事項」を記載するとともに、本市の基本構想及び基本計画を具体化した第4期阿南市地域福祉計画（以下「本計画」という。）を策定します。

## 3 地域福祉に関する国の動向

---

### 1 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正

---

地域共生社会とは、制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を越え、互いに支え合い、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことができる社会のことです。人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれました。

国においては、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）において、市町村における包括的な支援体制の整備を行うため、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されています。



出典：厚生労働省ホームページ地域共生社会のポータルサイト  
(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

## 2 こどもまんなか社会を目指して

こどもに関する施策については、待機児童対策や幼児教育・保育の無償化などに取り組んできましたが、児童虐待の増加や不登校の件数の増加など、こどもを取り巻く環境は深刻な状況となっています。こどもを取りまく危機的な状況を踏まえ、こども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、こども政策の司令塔としてこども家庭庁が設置されました。

また、こども基本法の規定によるこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）がとりまとめられ、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた基本的な考え方、取組方針等が示され、社会全体でこどもに関する取組を推進していくこととしています。

### ★こどもまんなか社会★

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、おかれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

---

国における地域精神保健医療福祉施策については、平成16年（2004年）9月に策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心」という理念を明確にし、様々な施策が行われてきました。

近年、精神疾患を有する患者数が増加傾向にある中、平成29年（2017年）2月にまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した**地域包括ケアシステム\***」を構築することが理念として示されました。

以後、令和4年（2022年）に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）においては、同システムを地域共生社会の実現に向かっていく上で欠かせないものであると位置づけ、精神障がいの有無や程度にかかわらず、市町村において地域生活に関する相談に対応できるよう、重層的な連携による支援体制の構築が進められています。

### 4 孤独・孤立対策推進法の施行

---

孤独・孤立の問題は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により一層深刻な社会問題となっていることに加え、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加等によりさらなる深刻化が懸念される状況にあります。こうした背景を踏まえ、国においては、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）を施行し、社会のあらゆる分野における孤独・孤立対策の推進が図られています。

内閣府による**孤立死\***に関する初めての調査によると、令和6年（2024年）には、2万人を超え、単身世帯の増加によって、孤独や孤立の問題が深刻化する懸念があると指摘されています。

孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じるものであり、その感じ方・捉え方も人によって多様であるため、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法による対応が求められており、その予防、支援に当たっては、当事者やその家族等が支援を求める声あげやすく、周りが気付きやすい環境の整備、見守り・交流の場といった緩やかな「つながり」を実感できるような施策の推進が求められています。

## 5 生活困窮者自立支援法の改正

---

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)において法定化され、経済的困窮や社会的孤立といった課題を抱える人やその家族が**制度の狭間\***に陥らないよう、地域の様々なサービスの活用や関係機関等との連携・協働による包括的な支援の提供を目指しています。

また、生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律(令和6年法律第21号)においては、居住支援など多様化するニーズへの対応、各行政機関や地域の関係機関との調整及び計画的な支援を行うための制度的枠組みの強化など生活困窮者等の自立の更なる促進を目指すとともに、重層的支援体制整備事業においても地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めることが規定され、ますます各分野を横断した包括的な支援が重視されています。

## 6 認知症基本法の制定

---

団塊の世代が後期高齢者となる**2025年問題\***を迎え、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると予測される中、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(共生社会)の実現を推進することを目的として、令和5年(2023年)6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。

誰もが認知症になりうるという共通認識のもと、認知症の本人・家族や保健医療福祉の関係者だけでなく地域住民・行政・教育関係者・企業等が自分ごととして社会全体で協働しながら共生社会の実現に向けて取り組むことが求められています。

## 7 第二次再犯防止推進計画

---

再犯防止推進計画は、刑法犯による検挙者に占める再犯者の割合である「再犯率」の上昇を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の規定に基づき策定されています。

令和5年(2023年)3月には、第二次再犯防止推進計画が閣議決定され、犯罪をした人等が社会において孤立することなく再び社会の構成員となることができるよう、就労・住居の確保や修学支援の実施等を重点課題に挙げるとともに、「立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくり」が規定されています。

## 4 計画の位置づけ

### 1 法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

#### ★社会福祉法における位置づけ★

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### 2 各計画との関係

#### (1) 阿南市総合計画

本計画は、「阿南市総合計画2025▶2028」を上位計画とし、当計画に掲げる目標を推進するための福祉分野における基本的な計画です。

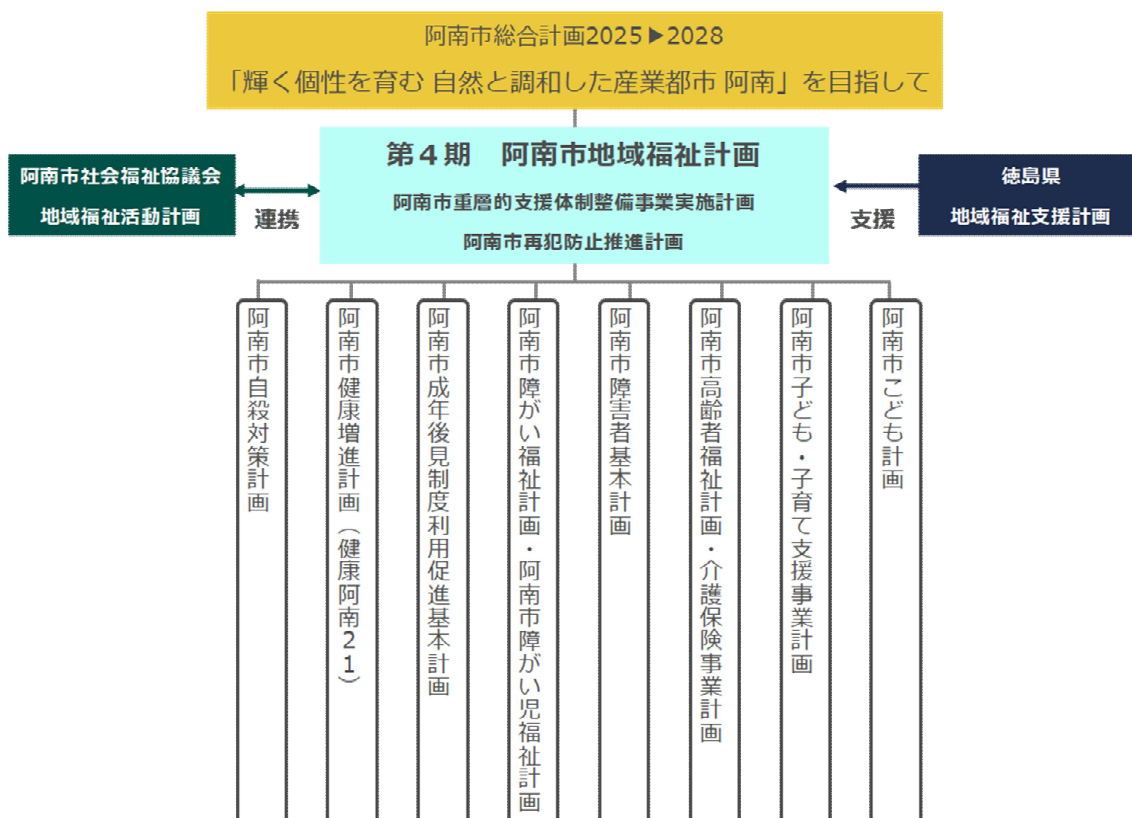
また、本計画においては、徳島県地域福祉支援計画の支援を受けながら、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他福祉の各分野の「上位計画」として、各分野における施策を一体的に展開していきます。

#### (2) 内包する計画

社会福祉法第106条の5に基づく「阿南市重層的支援体制整備事業実施計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づき定める「阿南市再犯防止推進計画」が、本計画に内包されています。

(3) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に基づき、阿南市社会福祉協議会が社会福祉関係者や地域住民と協議し、策定する民間計画です。本計画と連携、調和を図るため、本計画の事務局と地域福祉活動計画の事務局を共同事務局とし、一体的に地域福祉の推進を図ります。



3 SDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するために、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」などの17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰ひとり取り残さない」をスローガンに掲げています。

SDGsの理念と本計画が目指す「地域共生社会」の考え方は、目指すべき姿が共通しています。本計画においてもSDGsの理念を取り入れ、「誰ひとり取り残さない」「地域共生社会」の実現に向け、施策を推進していきます。

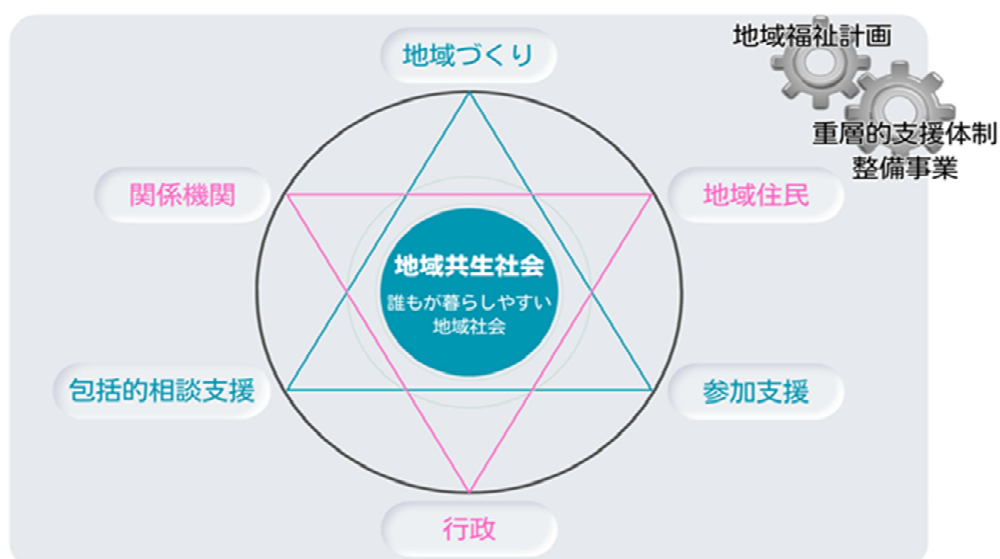
## 重層的支援体制整備事業と地域福祉計画

重層的支援体制整備事業は、「困りごとの属性に関係なく誰でも相談支援を受けることができ、地域活動につながり、地域全体で支え合う」ための仕組みです。その実現のためには、地域住民・関係機関・行政が協力し合いながら、包括的相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に進めることが不可欠です。

地域福祉計画は、地域の「みんなで支え合う仕組み」をつくり、地域共生社会を実現するための設計図です。地域住民自身が計画づくりや活動に参加することで、地域の課題を自分ごととして捉え、協働して解決していく力が高まります。

つまり、重層的支援体制整備事業は、地域福祉計画の具体的な実践の一つであり、両者は「みんなで考え、みんなで動く」地域づくりの土台と言えます。地域住民・関係機関・行政が一体となり、包括的相談支援・参加支援・地域づくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。

本市においては、地域福祉計画における基本施策と重層的支援体制整備事業の各支援とを一体的に推進していきます。



## 4 計画の期間

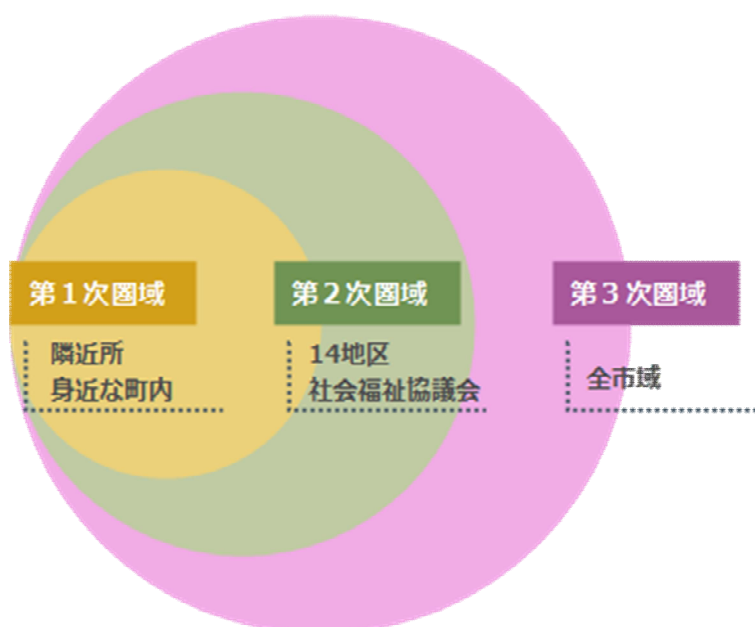
本計画の期間は、令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間とします。阿南市社会福祉協議会が策定する「阿南市地域福祉活動計画」も同様の計画期間となっています。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
徳島県 地域福祉支援計画	第4期(R6~R10)						
阿南市 総合計画	総合計画2025▶2028 (R7~R10)						
阿南市 地域福祉計画	第4期 (R8~R12)						
阿南市社会福祉協議会 阿南市地域福祉活動計画	第4期 (R8~R12)						
阿南市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期 (R6~R8)	第10期 (R9~R11)			第11期 (R12~R14)		
阿南市 障害者基本計画	第4次 (R3~R8)	第5次 (R9~R14)					
阿南市 障がい福祉計画	第5期 (R6~R8)	第6期 (R9~R11)					
阿南市 障がい児福祉計画	第2期 (R6~R8)	第3期 (R9~R11)					
阿南市こども計画	(R8~R11)						
阿南市 子ども・子育て 支援事業計画	第3期 (R7~R11)						
阿南市 成年後見制度 利用促進基本計画	第2期 (R5~R9)			第3期 (R10~R14)			
阿南市健康増進計画 (健康阿南21)	第2次後期 (R5~R9)						
阿南市 自殺対策計画	後期 (R5~R9)						

## 5 圏域の設定

圏域設定は、分野横断的な包括的支援体制を整備していく上で、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に**地域課題\***を把握し、日常生活の支援が包括的に確保される環境を整備するためにも重要となります。高齢者、障がい者、こども等の各福祉分野及び福祉以外の分野で定める圏域との関係の整理や整合を図り、福祉サービスや専門的な支援の提供等の機能に応じて、地域を重層的にとらえていく視点が必要です。

本計画では、地域福祉を推進するための範囲として大きく3つの圏域を設定します。地域住民に近い圏域から市域全体といった重層的な圏域でとらえることにより、圏域ごとの機能や特性に応じた仕組みや活動の展開を考えていく必要があります。



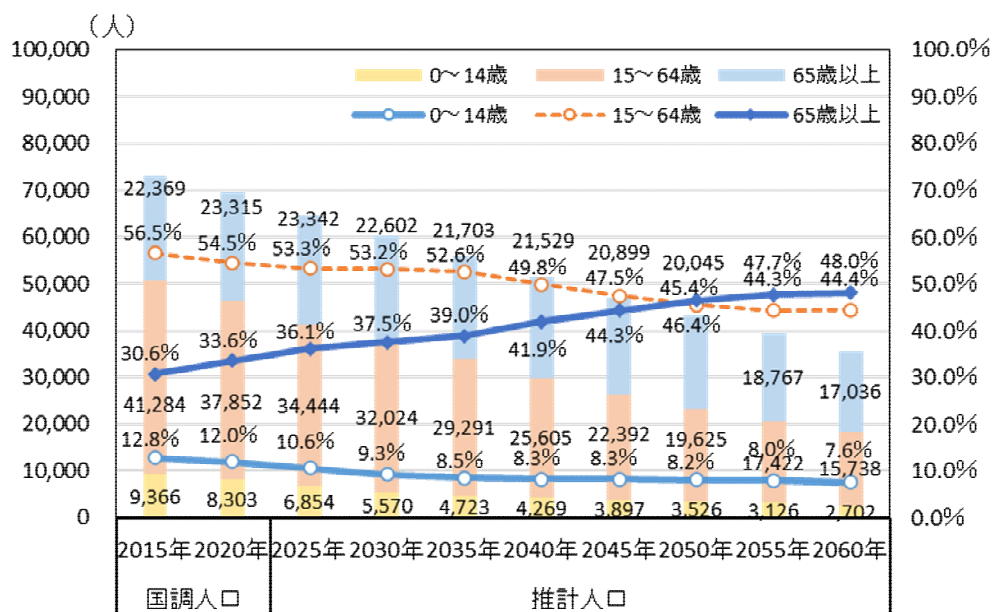
圏域名	活動内容
第1次圏域	隣近所同士の日常的なあいさつや声掛けなどご近所における日常的なつながりをつくり、顔の見える関係から「困っている人や家庭を見つける・見守る」相互扶助活動を行います。
第2次圏域 (基本圏域)	阿南市社会福祉協議会の14地区社会福祉協議会単位では、従来から地域の教育や防災活動に関わる各組織が活動しており、住民に認知されやすい圏域であることから、住民主体による地域課題の把握・共有・解決を行います。
第3次圏域	本市全体の福祉政策の方向性が決定され、各圏域への支援、住民・自治会等の各活動団体・社会福祉協議会・専門機関・事業者・行政の連携や調整を行います。

## 第2章 地域福祉の現状と課題

### 1 阿南市の現状

#### 1 人口

本市の人口は、年々減少傾向にあり、令和2年（2020年）には、69,470人となっています。老年人口（65歳以上）は、既にピークに達したものの、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少幅が大きいいため、人口に占める老年人口（65歳以上）の割合は年々増加しています。今後も同様の傾向は継続し、2060（令和42）年には、老年人口が48.0%と市民の約半数が65歳以上になることが予測されています。

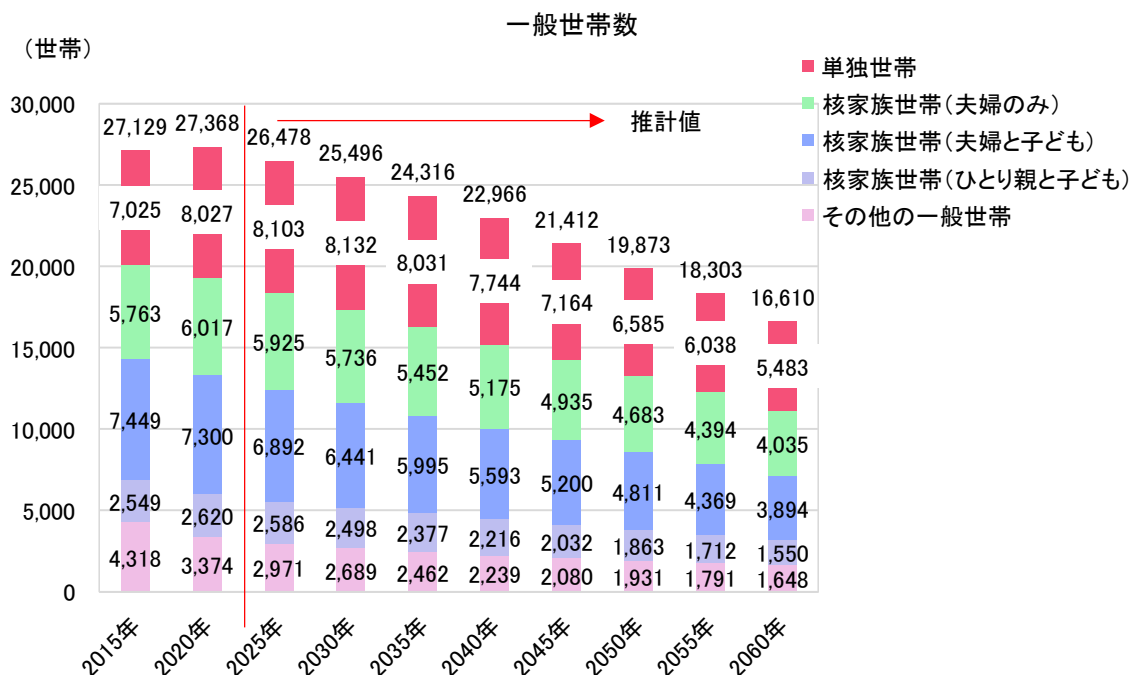


【実績値：国勢調査 各年10月1日現在、推計値：阿南市人口ビジョン（2024年策定版）】

趨勢人口	国調人口		推計人口							
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	79,019	69,470	64,640	60,196	55,717	51,403	47,188	43,196	39,315	35,476
0～14歳	9,366	8,303	6,854	5,570	4,723	4,269	3,897	3,526	3,126	2,702
15歳～64歳	41,284	37,852	34,444	32,024	29,291	25,605	22,392	19,625	17,422	15,738
65歳以上	22,369	23,315	23,342	22,602	21,703	21,529	20,899	20,045	18,767	17,036
構成比										
0～14歳	12.8%	12.0%	10.6%	9.3%	8.5%	8.3%	8.3%	8.2%	8.0%	7.6%
15歳～64歳	56.5%	54.5%	53.3%	53.2%	52.6%	49.8%	47.5%	45.4%	44.3%	44.4%
65歳以上	30.6%	33.6%	36.1%	37.5%	39.0%	41.9%	44.3%	46.4%	47.7%	48.0%

## 2 世帯数・世帯員数

本市の世帯数は、人口と同様に今後減少傾向となる見込みです。しかしながら、単身世帯の数は増加しており、2040年には、3世帯に1世帯が単身世帯となる見込みです。



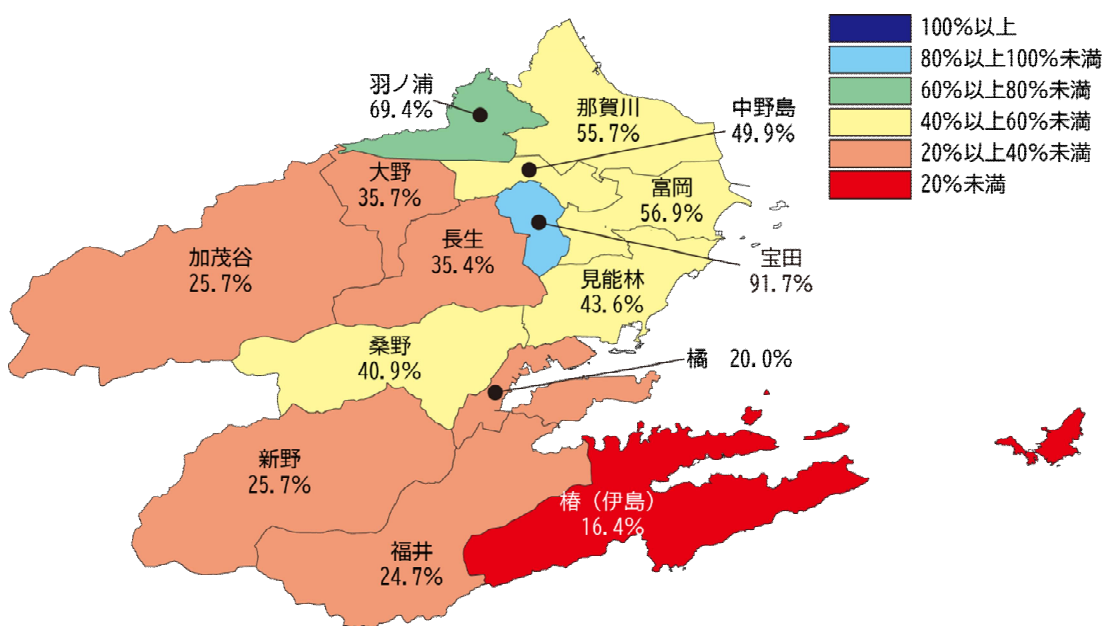
一般世帯数の内訳	国勢調査		推計							
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
一般世帯	27,129	27,368	26,478	25,496	24,316	22,966	21,412	19,873	18,303	16,610
単身世帯	7,025	8,027	8,103	8,132	8,031	7,744	7,164	6,585	6,038	5,483
核家族世帯	15,761	15,937	15,403	14,676	13,823	12,984	12,168	11,357	10,475	9,479
核家族世帯(夫婦のみ)	5,763	6,017	5,925	5,736	5,452	5,175	4,935	4,683	4,394	4,035
核家族世帯(夫婦と子ども)	7,449	7,300	6,892	6,441	5,995	5,593	5,200	4,811	4,369	3,894
核家族世帯(ひとり親と子ども)	2,549	2,620	2,586	2,498	2,377	2,216	2,032	1,863	1,712	1,550
その他の一般世帯	4,318	3,374	2,971	2,689	2,462	2,239	2,080	1,931	1,791	1,648
一般世帯	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
単身世帯	25.9%	29.3%	30.6%	31.9%	33.0%	33.7%	33.5%	33.1%	33.0%	33.0%
核家族世帯	58.1%	58.2%	58.2%	57.6%	56.8%	56.5%	56.8%	57.1%	57.2%	57.1%
夫婦のみ世帯	21.2%	22.0%	22.4%	22.5%	22.4%	22.5%	23.0%	23.6%	24.0%	24.3%
夫婦と子からなる世帯	27.5%	26.7%	26.0%	25.3%	24.7%	24.4%	24.3%	24.2%	23.9%	23.4%
ひとり親と子からなる世帯	9.4%	9.6%	9.8%	9.8%	9.8%	9.6%	9.5%	9.4%	9.4%	9.3%
その他の一般世帯	15.9%	12.3%	11.2%	10.5%	10.1%	9.7%	9.7%	9.7%	9.8%	9.9%

【実績値：国勢調査 各年10月1日現在、推計値：阿南市人口ビジョン（2024年策定版）】

### 3 地区別将来人口

本市の地区別の人口は、全ての地区で減少傾向となります。また、2060年には、長生地区、新野地区など7地区で1,000人を下回る一方、羽ノ浦地区で8,000人台、富岡地区・那賀川地区で5,000人台となることから、人口の偏在がより顕著となることが予想されます。

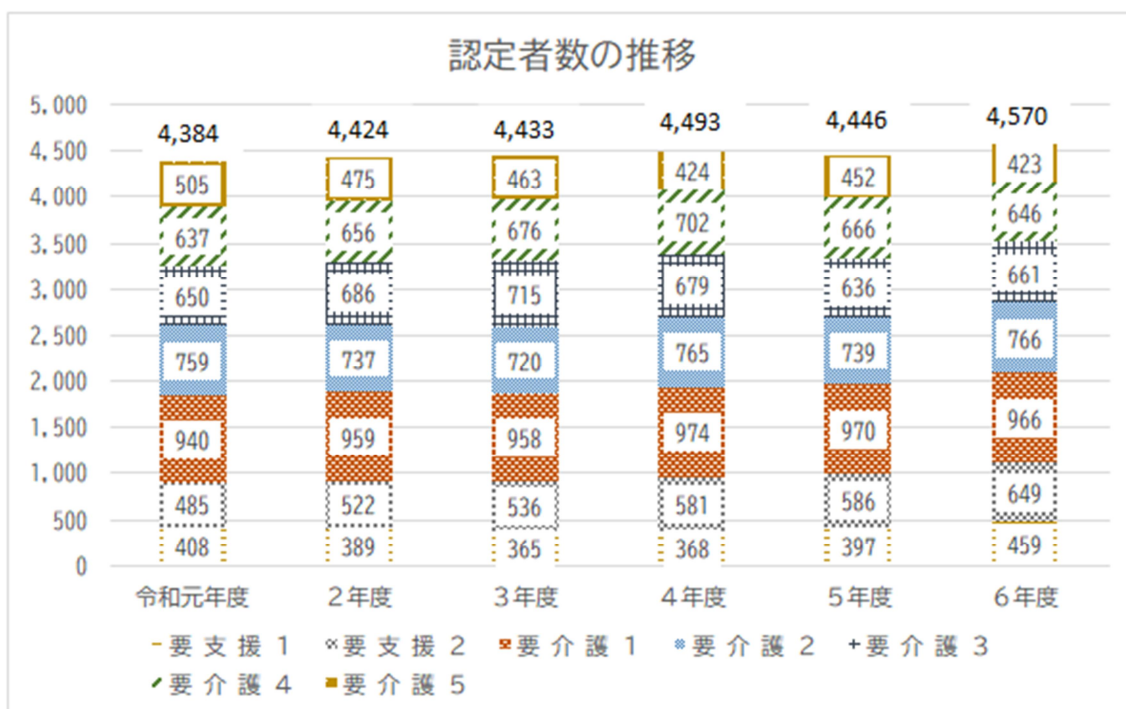
	国調人口		推計人口							
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
阿南市	73,019	69,470	64,640	60,196	55,717	51,403	47,188	43,196	39,315	35,476
富岡	10,353	10,130	9,558	9,045	8,508	7,981	7,445	6,915	6,360	5,769
宝田	2,979	3,097	3,053	3,018	2,988	2,958	2,926	2,892	2,866	2,840
中野島	4,716	4,527	4,274	3,993	3,700	3,398	3,101	2,813	2,533	2,261
長生	2,930	2,734	2,464	2,219	1,988	1,752	1,523	1,321	1,133	968
大野	2,313	2,125	1,912	1,716	1,530	1,351	1,181	1,026	888	759
加茂谷	1,945	1,719	1,504	1,309	1,130	959	798	662	544	442
桑野	3,780	3,497	3,228	2,955	2,674	2,390	2,117	1,868	1,640	1,431
見能林	10,805	10,283	9,416	8,644	7,849	7,135	6,447	5,793	5,142	4,486
新野	3,418	3,038	2,676	2,349	2,023	1,715	1,431	1,180	966	781
福井	2,113	1,850	1,624	1,413	1,214	1,028	859	710	579	457
椿(伊島)	1,468	1,224	1,026	849	690	554	433	336	259	201
橘	2,512	2,119	1,780	1,481	1,222	1,001	824	670	535	424
那賀川	10,868	10,227	9,668	9,190	8,682	8,125	7,520	6,926	6,322	5,701
羽ノ浦	12,819	12,900	12,457	12,015	11,519	11,056	10,583	10,084	9,548	8,956



## 4 支援を要する人の現状

### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

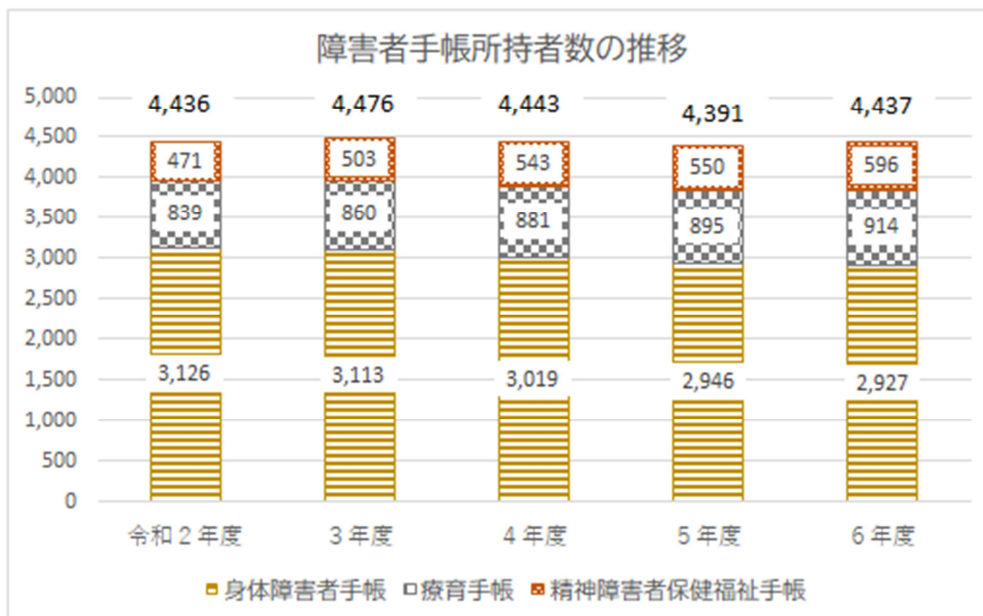
本市の要支援・要介護認定者数は、ゆるやかな増加傾向にあります。65歳以上の高齢者数は減少傾向にありますが、令和7年（2025年）には、団塊の世代が全員後期高齢者となり、要支援・要介護認定者数も増加の見込みとなっています。



出典：介護保険課

(2) 障害者手帳所持者数の推移

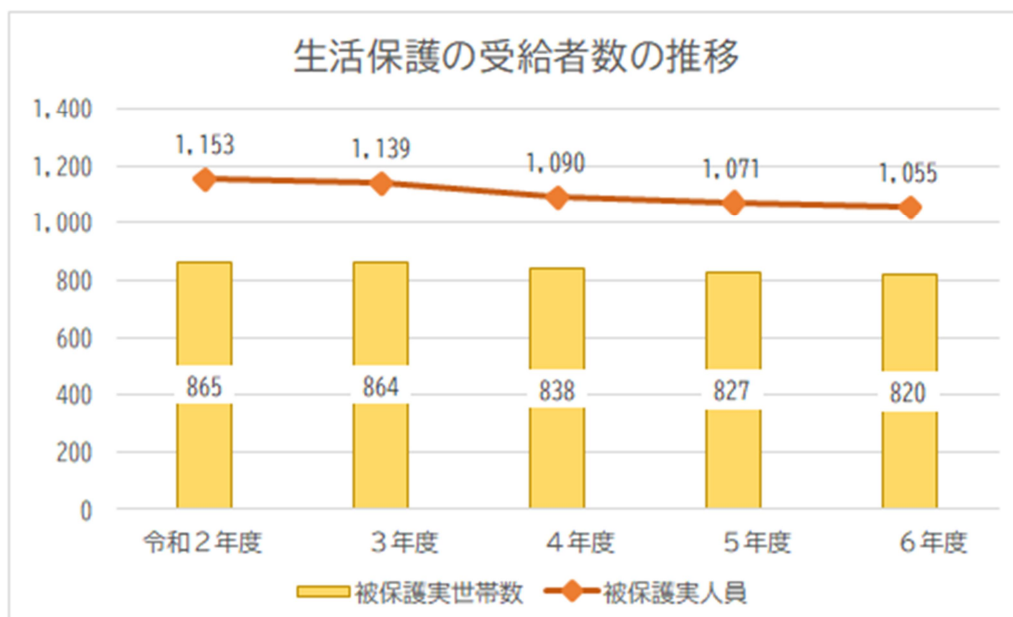
身体障害者手帳の所持者数は、減少傾向となっていますが、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向となっており、令和2年度から令和6年度にかけて約26%増加しています。



出典：地域共生推進課

(3) 生活保護の受給者数

生活保護の受給者数は、被保護世帯数、被保護人員数ともに減少しており、令和6年度の被保護人員数は、令和2年度と比較して約90%となっています。



出典：生活福祉課

(4) 児童扶養手当の受給者数

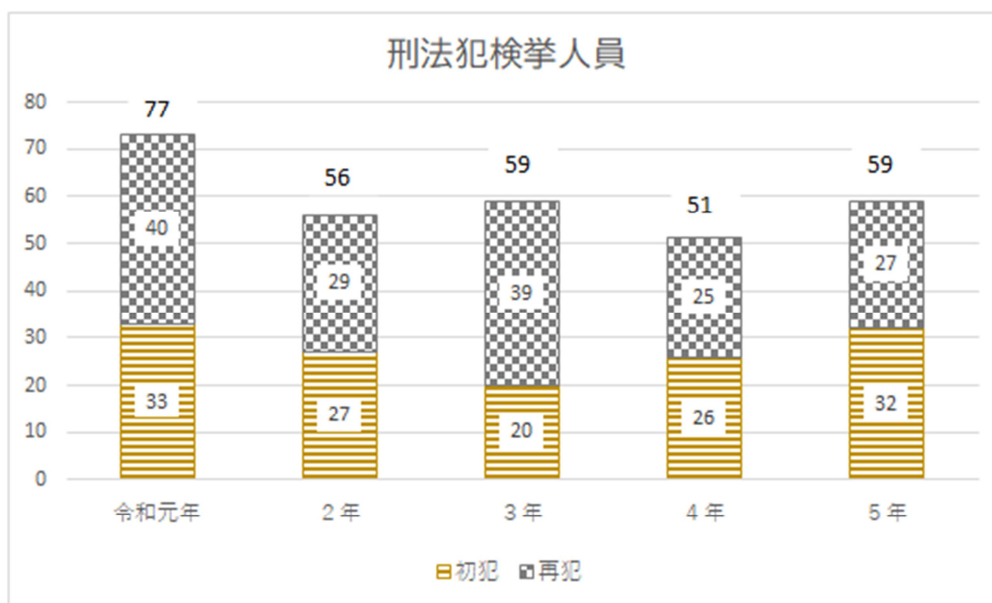
児童扶養手当の受給者数は、令和2年度以降、減少傾向にあり、令和2年度から令和6年度にかけて約18%減少しています。



出典：こども支援課

(5) 刑法犯検挙人員数

阿南警察署管内における刑法犯の検挙人数は、令和元年から令和2年にかけて21件減少し、その後は、概ね横ばいに推移しています。刑法犯検挙人員数に占める再犯者率\*は、令和5年には45.8%と約2人に1人は再犯者となっています。



出典：高松矯正管区

## 2 市民ニーズの把握

### 1 地域福祉計画改訂のための市民調査・意向調査

#### (1) 調査の目的

地域福祉について、市民や地域福祉の担い手の状況やニーズを伺い、本計画を策定する基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

#### (2) 調査概要

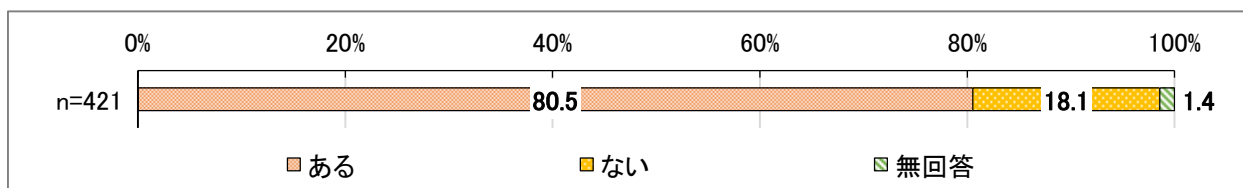
調査地域	阿南市全域			
調査対象者	市民：15歳以上の市民の中から無作為抽出 中学生：阿南市立中学に通う2年生全数 民生・児童委員：阿南市内の民生委員・児童委員全数 保護司：阿南市内の保護司全数 団体：阿南市内の社会福祉法人・NPO・その他の法人			
調査時期	令和6年11月26日から令和7年1月13日			
調査方法	郵送配布・回収及びweb回答			
配付数等	アンケートの種類	配布数	有効回収数	有効回収率
	市民	1,000	421	42.1%
	中学生	582	468	80.4%
	民生・児童委員	197	138	70.1%
	保護司	54	42	77.8%
	団体	54	33	61.1%

(3) 主な調査結果

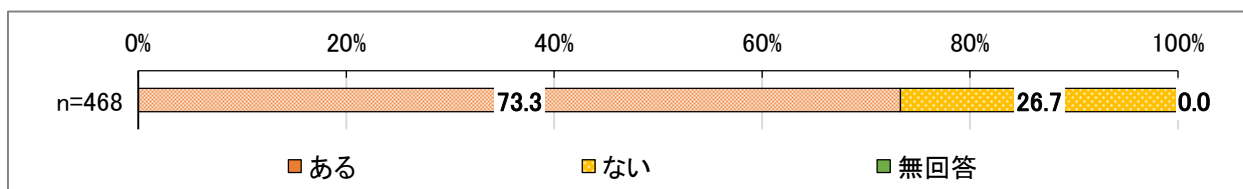
① あなたは、ご近所であいさつを交わす程度の関係性がありますか。

近所であいさつを交わす程度のあるかをみると、「ある」が市民は、80.5%、中学生は、73.3%と中学生の方が7.2%低くなっています。

(市民)



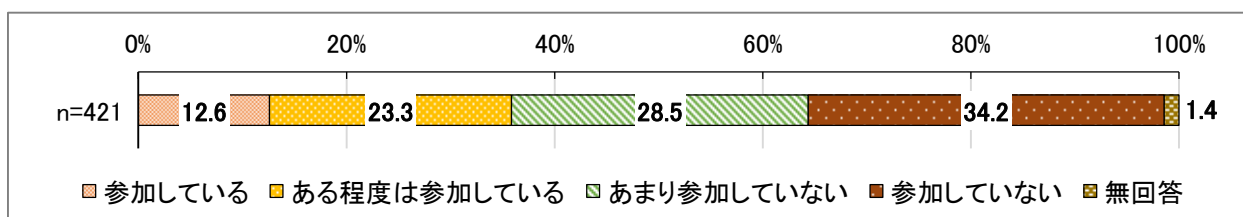
(中学生)



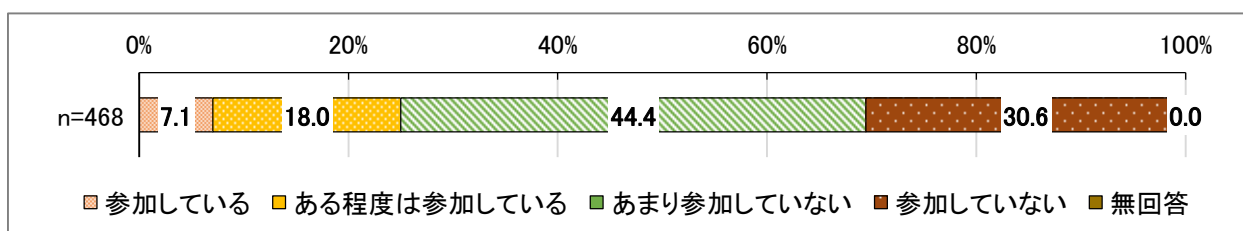
② あなたは地域行事やボランティア活動へ参加していますか。

地域行事やボランティア活動への参加しているかをみると、「参加している」「ある程度は参加している」を合計が、市民は、35.9%、中学生は、25.1%と中学生のほうが10.8%低くなっています。

(市民)



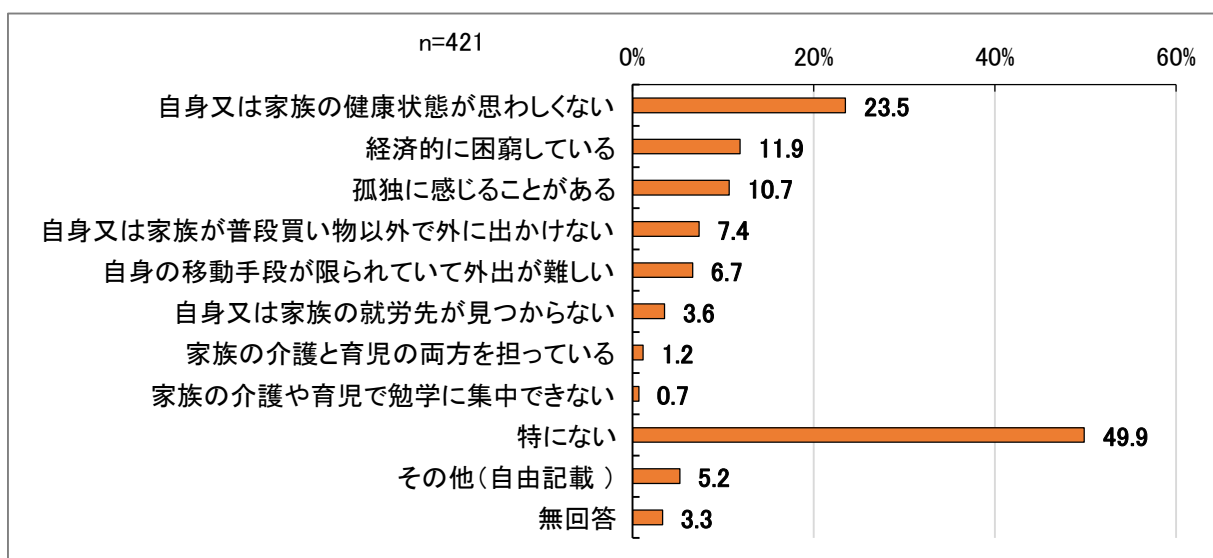
(中学生)



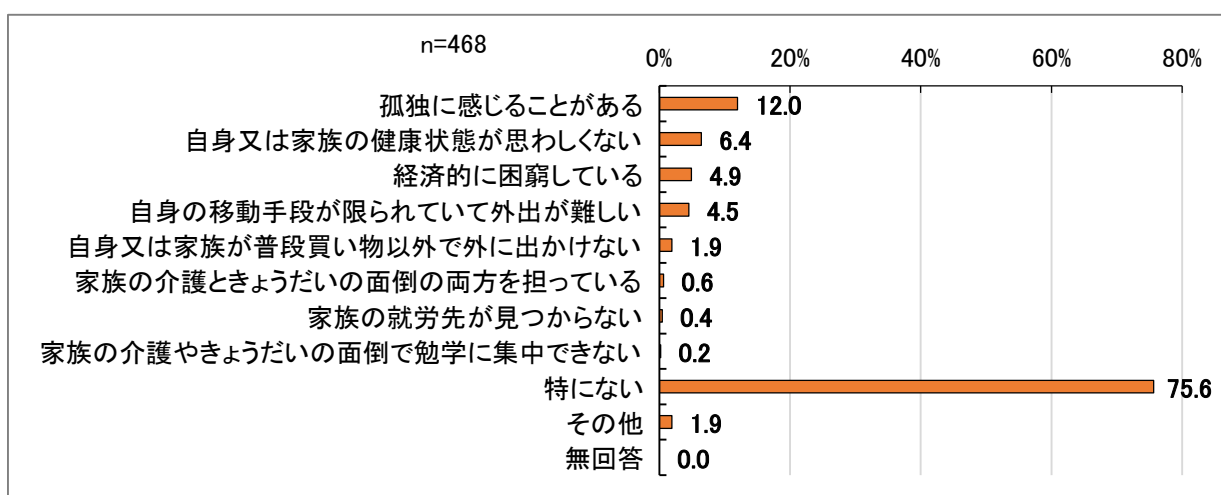
③ 日常生活のことで困っていることや不安に感じていることについて

日常生活のことで困っていることや不安に感じていることについてみると、市民は、上位から「自身又は家族の健康状態が思わしくない」23.5%、「経済的に困窮している」11.9%、「孤独に感じることもある」10.7%となっており、中学生は、上位から「孤独に感じることもある」12.0%、「自身又は家族の健康状態が思わしくない」6.4%、「経済的に困窮している」4.9%と、上位3項目が同一の項目となっています。

(市民)

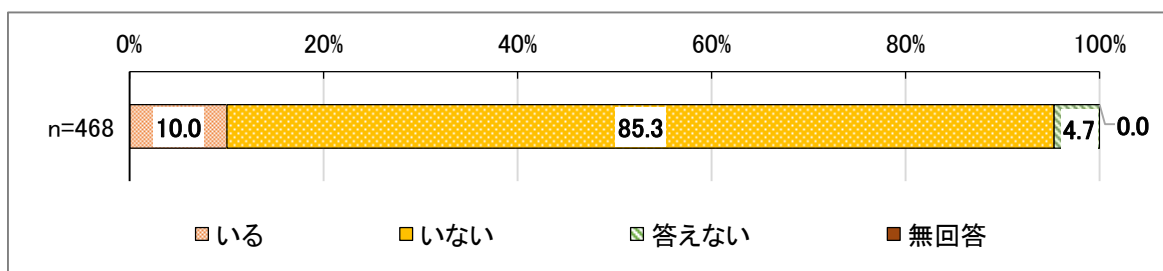


(中学生)



- ④ 家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか（「お世話」とは、本来大人が行うような家事や家族のお世話や大人のぐちを聞くなどの精神的なサポートを含みます）。（中学生）

家族の中にお世話をしている人がいるかをみると、「いる」10.0%、「いない」85.3%、「答えない」4.7%となっています。ここでいう「お世話をしている」とは、ヤングケアラーの定義と同じです。

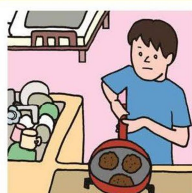


★ヤングケアラーとは★

こども家庭庁では、ヤングケアラーとは、“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者”のこととしています。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

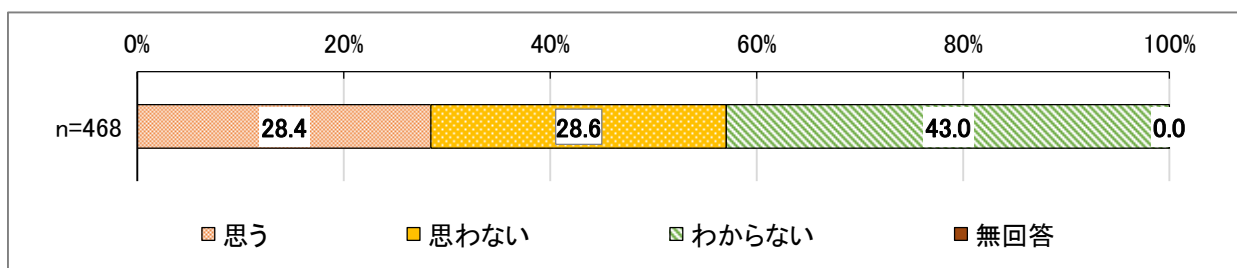


障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

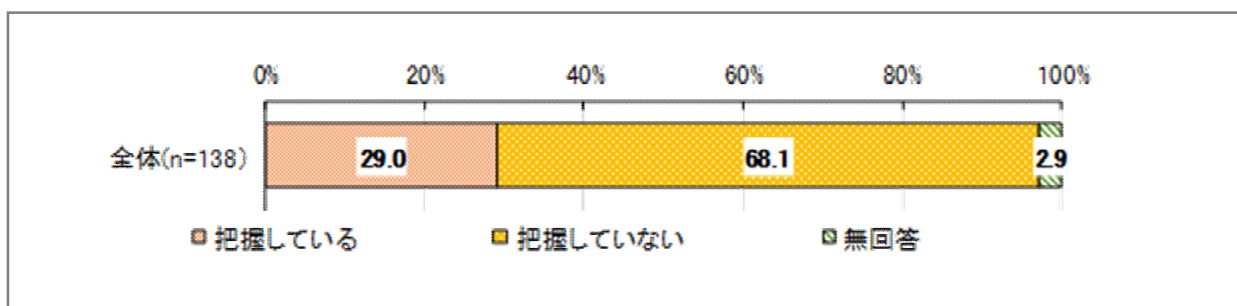
- ⑤ あなたは、住んでいる地域や阿南市がもっと良くなる方法について、同年代の子どもと一緒に考えたり提案したりする機会が欲しいと思いますか。(中学生)

同年代の子どもと一緒に地域がよくなる方法について考えたり提案したりする機会が欲しいかをみると、「わからない」が最も多い43.0%となっており、「思う」、「思わない」は、ほぼ同程度となっています。



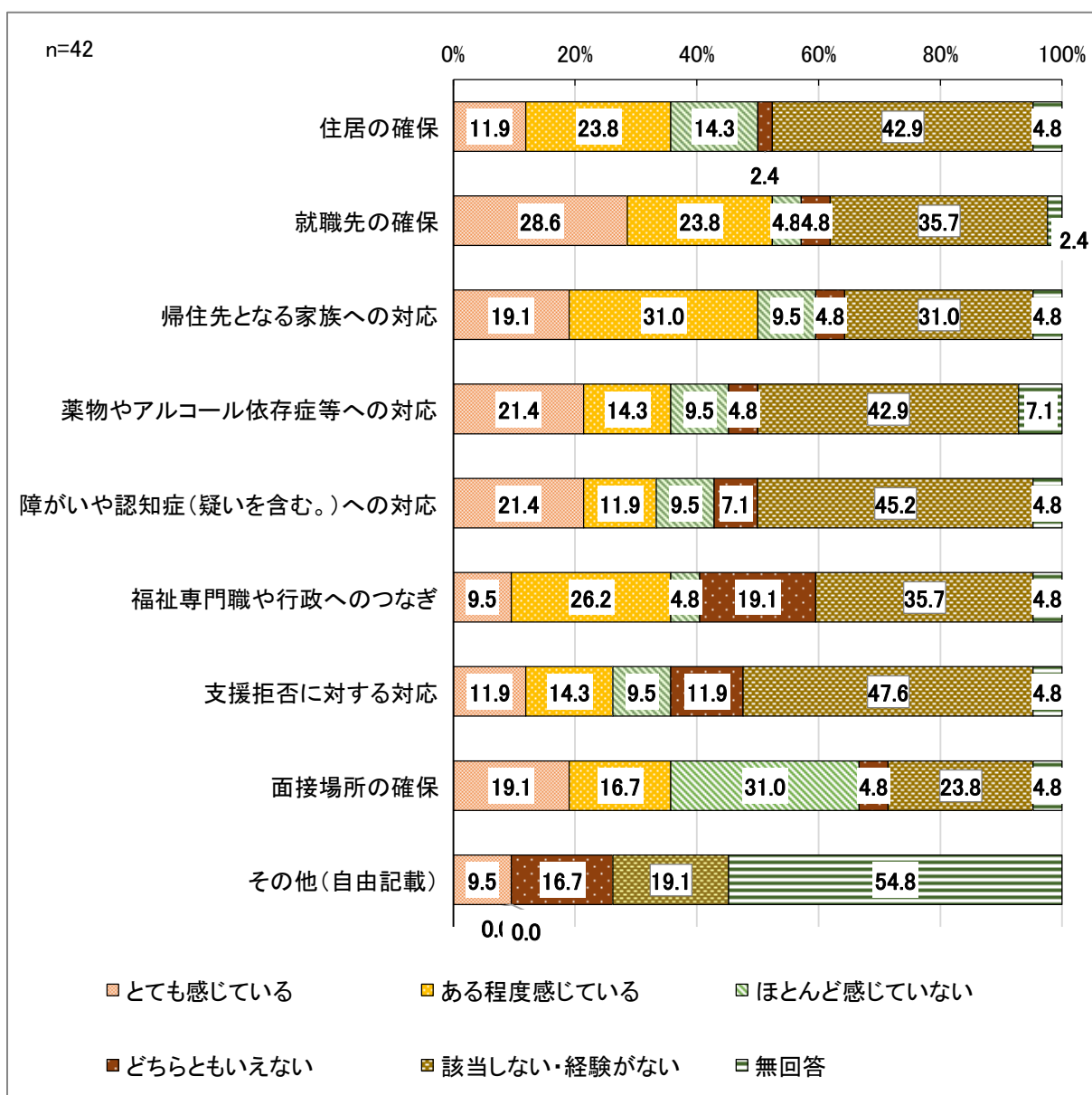
- ⑥ あなたは、民生委員・児童委員の活動において、必要な支援を受けていない又は拒否している事例を把握していますか。(民生委員・児童委員)

民生委員・児童委員の活動における必要な支援を受けていない又は拒否している事例の把握状況をみると、「把握している」が29.0%となっています。



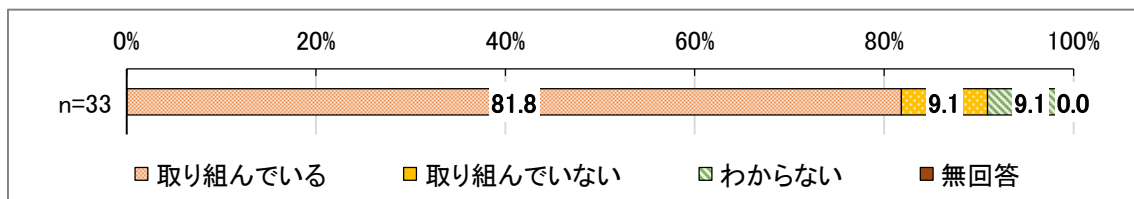
⑦ あなたは、保護観察の活動において、どの程度不安や負担に感じたことがありますか。(保護司)

保護観察の活動において、どの程度不安や負担に感じたことがあったかをみると、「感じている」（「とても感じている」と「ある程度感じている」の合計）の割合は、上位から「就職先の確保」52.4%、「帰住先となる家族への対応」50.1%と半数を超えています。



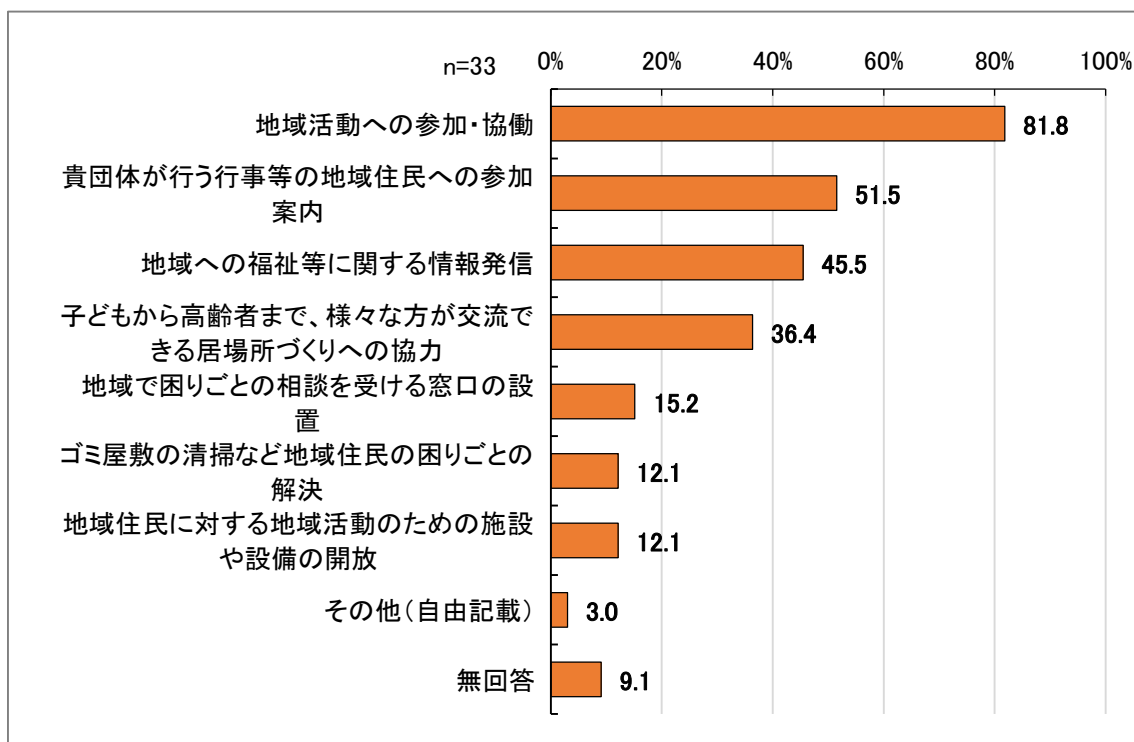
⑧ 貴団体において、地域貢献活動に取り組んでいますか。(団体)

団体の地域貢献活動の取組について、8割以上の団体が「取り組んでいる」と回答しており、団体の地域貢献に対する意識は非常に高いものとなっています。



⑨ これから、貴団体においてどのような地域貢献活動に取り組んでいきたいと思いませんか。(団体)

今後取り組みたい地域貢献活動をみると、上位から「地域活動への参加・協働」81.8%、「貴団体が行う行事等の地域住民への参加案内」51.5%と半数を超えています。



## 高校生ワークショップ



### ユースサミット KIZUKI

本市の未来を担う高校生世代の声を本計画に反映するために、高校生7名、地域で活躍するおとな5名の参加により、2日間にわたり『ユースサミット KIZUKI』を開催しました。

当会議では、『“気づき”から“築き”へ～暮らしたい阿南市をわたしがつくる～』というテーマのもと、高校生自身が今・未来にできることは何かを話し合いました。また、その意見に対しておとなが日頃の活動や経験を通じたアドバイスをすることにより、高校生の「気づき」をブラッシュアップし、「築き」への道標を示しました。

#### 意見概要

2グループに分かれてテーマについて話し合い、次のとおりまとめました。

#### 「住みたいまちはどんなまち？」

チーム A 世代を超えてつながる、明るく、楽しいまち

チーム B バズる！映える！駅前が地域も学生も大人も企業も

みんなを学生がつなぐ・届けるまち



#### こども・若者主体の地域づくり

令和7年1月には、ユースサミット KIZUKI で出てきた意見の中から、高校生たちの『築き第1号』として、自習室『KIZUKI SPACE』がオープンしました。これは、「おしゃれなカフェみたいな自習室がほしい」という高校生たちのおもいに対し、カフェのオーナーが1室提供してくださったことにより実現しました。今後、地域において高校生世代が主体となった継続的な地域活動が展開されることが期待されています。



### 3 阿南市の現状、市民ニーズからみえる課題（第3期計画のふりかえり）

#### 1 助け合い支え合う人と地域づくり

第3期計画においては、助け合い支え合う人と地域づくりに向け、地域福祉のネットワークづくりを推進してきました。また、今般の国の動向においてもより住民に身近な地域で相談支援が受けられる体制整備に向けた施策が実施、検討されています。

社会福祉法に規定する「包括的な支援体制の構築」に当たっては、地域において困りごとを抱える方の相談支援につながる体制整備が必要です。市民アンケートにおける「日常生活のことで困っていることや不安に感じていること」の設問について、回答上位から「健康に関すること（23.5%）」、「経済的困窮に関すること（11.9%）」、「孤独に感じることがある（10.7%）」という結果となり、これらの課題への対応が必要な状況となっています。

一方、社会福祉法人及びNPO法人等を対象とした団体アンケートにおいて、「地域貢献活動に取り組んでいる」と回答した団体は、81.8%と大半を占める結果となっており、多くの団体が地域のために活動しており、こうした活動を市全体で支える体制を強化し、より有機的なネットワークづくりを推進していく必要があります。

さらには、今後、少子高齢化がさらに加速し、単身世帯の増加等、地域のつながりの希薄化とともに、ライフスタイルや価値観が多様化する中、地域福祉の充実に向け、住民同士が尊重し合い、つながりを持ち続けるため、地域活動への参加が乏しい若者世代をはじめ多世代が地域コミュニティに関わることができる体制を推進することにより、誰ひとり取り残さない地域づくりを推し進める必要があります。

#### 2 福祉活動の推進と担い手づくり

地域においては、**こども食堂**などの多様な活動が主体的に生まれ、定着しつつあります。こうした地域活動は、分野・属性を超えた地域とのつながりを形成し、ゆるやかなつながりの中で住民同士が支え合いを行う「地域共生社会」の実現に不可欠な活動です。また、第3期計画においても地域での助け合いの体制整備として、**生活支援コーディネーター**による互助を基本とした生活支援サービスの創出に取り組み、地域住民が担い手となる活動が増加しました。

しかしながら、市民アンケートの調査結果においては、「地域行事や活動への

参加」について、「参加している、ある程度は参加している」の回答率が35.9%であり、前回調査41.0%から比較して5.1ポイント減少しています。こうした地域活動への参加減少の要因としては、共働き世帯や核家族の増加、特に若者世代の多忙化はもとより、地域活動に関する情報が必要とする人に十分届いていないことが考えられます。

また、地域の身近な相談・見守り役としてボランティアで活躍している民生委員・児童委員及び保護司についても担い手不足と担い手の高齢化が深刻な状況となっています。民生委員・児童委員、保護司を対象としたアンケートにおいても「担い手（なり手）不足」の課題があると回答した方が過半数を占めており、地域における住民による福祉活動の推進について、新たな担い手の確保と持続可能な運営体制の構築が必要です。

### 3 誰もが利用しやすい福祉環境づくり

---

第3期計画期間中においては、地域住民の困りや悩みなどへの支援が必要な状況にきめ細かく対応できる仕組みづくりとして、令和5年（2023年）度に福祉総合相談窓口「阿南市地域まるごとサポートセンター」を設置しました。当センターでは、連携体制の中核を担い、「断らない相談窓口」として制度に結び付かない人に対する支援調整等を実施しています。

団体アンケート結果においては、「阿南市地域まるごとサポートセンター」の意味を知っているが16.6%、聞いたことがあるが43.7%となっており、少しずつ浸透している状況にあります。一方、行政内部から十分な認知度を得ていないという意見もあり、「阿南市地域まるごとサポートセンター」を中核に据えた庁内外の連携体制構築に向け、更なる推進が必要な状況にあります。

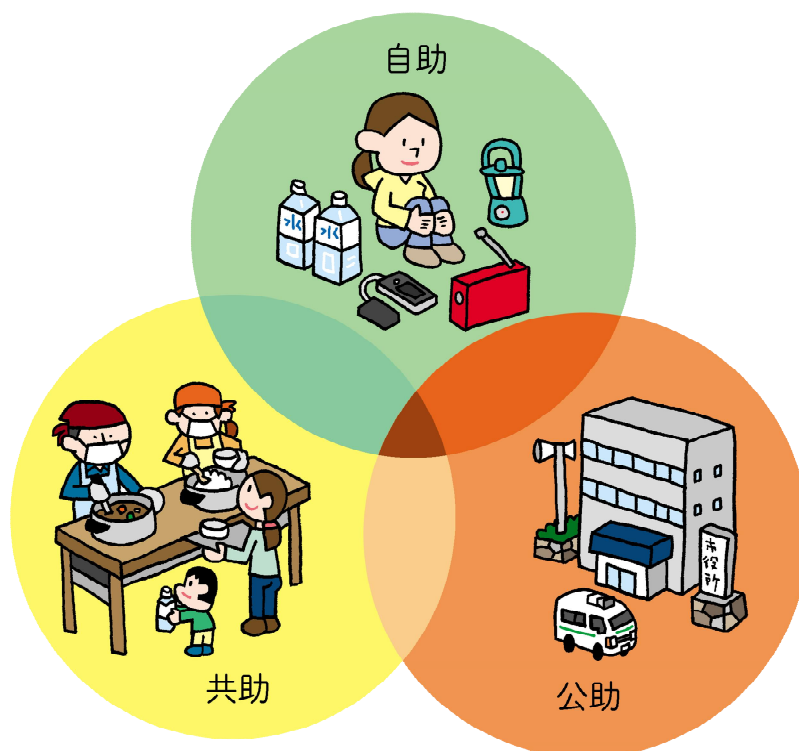
また、市民アンケートにおいては、困ったときの相談相手として家族・親族が最多の80.8%となっており、続いて友人・知人が48.9%となっています。地域住民が抱える課題は、**8050問題\***やヤングケアラー問題など、複雑化・多様化しており、専門的な支援を要するものが増えていることから、適切な支援機関につながっていない可能性が考えられる結果となっており、専門的な相談支援につながりやすい体制づくりが課題となっています。

## 4 安心して暮らせる安全なまちづくり

令和6年（2024年）の8月には、「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、災害に関する市民の不安は増すばかりとなっています。また、災害による不安は大地震だけに留まらず、平成30年（2018年）に発生した西日本豪雨においては、浸水で多くの方が命を落とし、そのうち約8割が**避難行動要支援者\***でした。

こうした過去の大災害を受け、平時の福祉と災害時の対策は表裏一体に行われる必要性が明らかになっており、南海トラフ地震の被害想定が大きい本市においては、これらの対策が急務となっています。

市民アンケート結果においては、「南海トラフ巨大地震による居住地の被害想定を知っていますか」について、「(まあまあ)知っている」が66.0%となっています。また、被害想定に関する質問について、「知っている」と回答している人ほど「災害時の避難場所を決定している」という結果となっています。被災時の安心・安全の確保には、**避難行動要支援者\***をはじめ、全ての地域住民が平時から情報収集し、防災意識を高めるとともに、日々の活動に防災の要素を加え、一人ひとりが防災について考え、準備を進める必要があります。



## 第3章 計画の体系

### 1 基本理念とめざす姿

第3期計画では、「みつける」「つなげる」「支え合う」の3つの基本視点のもと、地域共生社会の実現に向け、施策を推進してきました。

本計画では、第3期計画の方向性を踏襲しつつ、誰もが支え合える関係性を築くことで「つながり」を持ち、市民一人ひとりが自分らしく生きることで阿南市が「えがおのたのしいまち」となることを目指し、地域共生社会の実現を推進します。

また、本計画は、阿南市総合計画2025▶2028が推進する『「健康でひとに優しい阿南」の創生～誰ひとり取り残さない共生のまちに～』の実現に向け、各種施策を展開します。

#### 基本理念

こころのきずな

つないでえがおの たのしいまちに

#### 目標値

#### ウェルビーイング実感指数

「理想的な生活である」状態を10点とした場合の点数平均値

現状値

5.4点

(令和6(2024)年度)

目標値

6.0点

(令和11(2029)年度)

【阿南市地域福祉に関するアンケート調査】

## 地域福祉とウェルビーイング (Well-being) -好奇心と生きがいがつなぐ“健幸”な暮らし-

徳島大学大学院医歯薬学研究部地域医療福祉学分野 北村美渚

日本各地で人口減少や高齢化が進み、医療や福祉のサービスに限られる中で、地域に住む人々の健康や生活の質 (Quality Of Life) をどのように保ち、高めていくのかが大きな課題となっています。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるためには、地域のつながりや支え合いを大切にする「地域福祉」の力を活かしながら、一人ひとりの「Well-being (ウェルビーイング)」を高め、支える仕組みが必要です。

ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良好な状態」を指す言葉で、1946年に世界保健機構 (WHO) の憲章で、健康を定義づける言葉として使われました。単に病気でないということだけでなく、「心も体も社会もいい状態」であり、「自分らしく、満足のいく生活」を送ることを重視する考え方です。そのような日々の充実感や幸福感などの“健幸”を支える土台として、「好奇心」や「生きがい (IKIGAI)」が近年注目されています。

生きがいとは、日本古来の概念で「生きるはりあい」や「しあわせを感じるもの」などとされており、「生きている意味や喜び」を感じる心のあり方とも言えます。最近では、「IKIGAI」という言葉がそのまま海外でも使われるほど、世界的に関心が高まっています (Francesc et al., Penguin Books, 2016)。

そして、この生きがいを生み出すエネルギーの一つが「好奇心」です。過去の研究では、「好奇心が高い人ほど5年後も元気で生きている割合が高い」ことがわかっています (Swan et al., Psychol Aging, 1996)。また、好奇心には、健康やウェルビーイングに良い効果をもたらす力があるとされています。新しいことにチャレンジしたり、何かを学ぼうとしたりすることは、自分の成長につながり、毎日に活力をもたらしてくれます (Kashdan, HarperCollins, 2009)。地域のお祭り、自然の風景、歴史のある場所、畑仕事など、日常生活の中で小さな発見の種はたくさんあります。「知りたい」「やってみたい」といった好奇心は、学びや人との交流につながります。そして、そうした体験が「楽しみ」や「誰かとのつながり」を生み、生きがいや健康、ウェルビーイングへとつながっていくのです。

制度や支援にとどまらず、地域の人々の「やってみたい」「誰かとつながりたい」という内なる想いを尊重し、地域全体で育てていくことも、地域福祉の大きな役割の一つです。地域の力を活かしながら、好奇心から生まれる生きがいを支え合い、人々の心と体の“健幸”を育てていくことが大切です。



## 2 計画のキーワード

少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域活動の縮小や近所付き合いの希薄化が進んでいます。これらを要因として、地域住民が抱える課題の複雑化・複合化や「孤独・孤立」に見られる課題の潜在化など、生きづらさを抱える方が増加しています。

こうした中、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるためには、行政のみならず社会福祉協議会や福祉関係機関、企業、さらには地域住民などの多様な主体が、地域社会に「参加」し、世代や分野、立場の壁を超えて「つながり」、互いの強みを生かしながら主体的に「地域づくり」を推進することが重要です。

本計画では、「つながり」「参加」「地域づくり」をキーワードに、まちづくりの主役である市民一人ひとりが持てる力を十分に発揮でき、お互いが存在を認め合い、支え合うことで生きがいを持ったその人らしい生活を送ることができるような地域社会を創っていきます。

### キーワード



### 3 計画の視点

国は、地域共生社会の実現に必要な柱として、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大利用」を掲げています。第3期計画においては、基本視点として「みつける」「つなげる」「支え合う」の3つを設定し、基本施策に反映してきました。

本計画では、第3期計画の内容を承継しつつ、第3期計画期間中に開始した「阿南市重層的支援体制整備事業」を基盤に、さらに地域福祉を体系的・総合的に推進するため、新たに「知る・気づく」「つながる」「築く」の3つの基本視点を設定します。

#### 基本視点① 知る・気づく

わたしたちは、物事を「知る」ことで初めて権利や課題等に「気づく」ことができ、人生や社会全体を豊かにする大きな力となります。例えば、ヤングケアラーについて、当事者のこどもは「親の（こどもの範疇を超えた）手伝いをするのは当たり前だと思っていた。」「相談しようと思ったことがなかった。」と話します。厚生労働省の調査によると中学生の5.7%、高校生の4.1%、クラスに1人から2人程度がヤングケアラーであると見込まれ、誰にも見つからず、支援につながっていない可能性があります。

こうしたことから、あらゆる守られるべき権利を知り、市民が抱える課題や地域住民にできることについて気づきを促す視点から施策を推進するとともに、**ユニバーサルデザイン\***や手話言語等の普及、多様性に配慮した情報提供に取り組むなど、**情報アクセシビリティ\***の向上に努めます。

#### 基本視点② つながる

「孤独」という概念は、主観的なものであり、単身世帯の方のみが抱える課題ではありません。家族がいても、仕事をしていても自分の居場所を持たず「孤独」を感じる方がいます。その一方、たとえ単身世帯であったとしても何らかの形で社会参加することにより、孤独を感じることなく生活することもできます。

人間関係の形成は、あらゆる**ライフステージ\***においてウェルビーイングを向上させ、人生を豊かにします。孤独・孤立が社会問題となる背景を踏まえ、

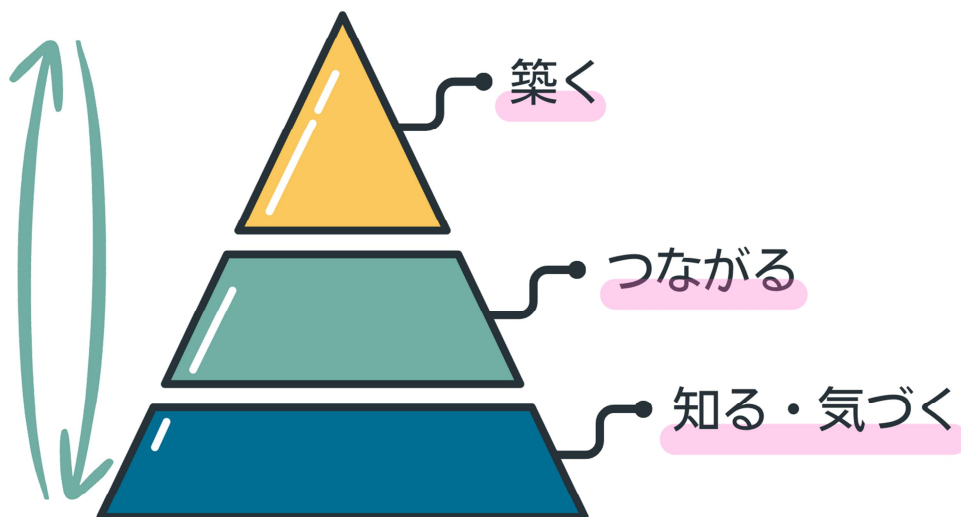
年代・属性を超えたつながりを構築することは、支え手・受け手という枠組みを超えた「地域共生社会」の実現に資する重要な取組であるため、様々なつながりを創出する視点から施策を推進します。

### 基本視点③ 築く

地域課題\*を解決するためには、現状の取組や環境から新たな仕組みを創造していく必要があります。地域課題を「知る・気づく」ことを通じ、それらを我が事として考え、人・地域と「つながり」、新たな価値観や関係性、サービスを「築く」ことが必要です。

また、一人ひとりの「気づき」をあわせることで新たな「つながり」を生み出し、より多くの市民が助け合える社会を「築く」ことができます。さらには、その流れが効果的に循環することにより、誰ひとり取り残さない地域共生社会を実現することができます。

本計画の実施期間においては、「市民の幸せをカタチに」するため、あらゆる築きを生み出すことを基本視点として取り組みます。



## 4 施策の体系



## 第4章 施策の展開

### 推進方針

1

誰ひとり取り残さない支え合いの仕組みをつくります。

市民、専門職、民間企業、行政職員等による更なる協働体制を築き、「誰ひとり取り残さない」地域共生社会の実現に向けた本市ならではの「包括的な支援体制」の構築を目指します。

### 取組の視点

知る  
気づく

- 孤独・孤立等、地域住民が抱える多様な悩みや課題を知り、困りごとや課題に気づきます。
- 自らに降りかかる恐れのある災害を知り、市民の防災意識及び地域の防災力の向上を推進します。

つながる

- 地域まるごとサポートセンターを中核に生きづらさを抱える市民の困りごとや課題が、解決につながるネットワークを構築します。
- 避難行動要支援者が地域とつながり、平時から発災時を見据えた支援体制を構築します。

築く

- 多機関・多職種・地域が協働し、市民が抱える複雑化・複合化した課題を解決する支援チームを築きます。

## 現状と課題

- 市民アンケートにおける「ご近所であいさつを交わす程度の関係性」の回答について、世代別では、若年層ほど低い結果となり、世帯構成別では、ひとり暮らしが最も低い結果となっています。今後ますます地域との関係性が希薄化し、「孤独・孤立」が加速することが懸念されます。
- ひとり暮らし高齢者や「親なき後」の障がい者は、本人の判断能力の低下等により、助けを求めることが困難になり、自らの権利が侵される恐れがあります。
- 家族関係や地域住民同士のつながりの希薄化等により生じる「孤独・孤立」の進行が地域住民の抱える課題を複雑化、複合化させており、予防的観点を含めたより包括的な支援体制の整備が必要です。
- 過去10年間で外国人住民が324人から400人へ1.24倍に増加しています。また、就労資格である特定技能及び技能実習が増加傾向にあり、本市の労働需要を下支えしていますが、言語の違いのみならず、文化・習慣の違いなどにより、外国人住民が抱える課題が潜在化しており、支援が届いていない可能性があります。
- 平時には適切なサービスを受けて生活できている方であっても、災害時には、支援につながりにくい状況に陥ってしまうことがあるため、特に**避難行動要支援者\***の支援体制を整備し、**共助\***の仕組みを推進することが重要です。
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。犯罪や非行をした人のうち、高齢者は2年以内の**再入率\***が他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっており、地域における包摂の推進が必要です。

## 基本施策1 多様な見守り・支え合い・共助の推進

- 地域に潜在する「生きづらさ」を抱える方が適切な相談支援につながることでできる地域の相談窓口を整備します。
- 災害時を見据え平時から身近な地域に根差した「ゆるやかなつながり」を構築し、支援ニーズを抱える地域住民が支援につながる体制を構築します。

### ■ 主な取組

#### 基本 施策 1

#### 地域子育て相談機関\*の整備促進

- 1 身近な地域でこどもや子育てに関する相談支援を受けられる環境整備を図ります。

#### 避難行動要支援者\*に係る個別避難計画\*の作成推進

- 2 避難に支援が必要な高齢者や障がい者等それぞれに応じた避難計画の作成を推進します。

## 基本施策2 相談支援ネットワークの連携強化による包括的相談支援体制強化

- 支援ニーズの多様化や支援者不足に対応するため、効果的・効率的な支援実施に向け、分野を超えた連携体制の整備及び支援者の資質向上を図ります。
- 地域まるごとサポートセンターを中核とした多機関協働による包括的な支援体制の整備を推進します。
- **住宅確保要配慮者\***や外国人住民など、地域で生活を送る上で課題を抱えつつも支援が行き届いていない「**制度の狭間\***」にいる市民への新たな支援体制を構築します。



■ 主な取組

基本  
施策  
2

分野横断的なセミナー等の実施

- 1 それぞれの分野で実施されているセミナー等を分野横断的に実施し、支援者の資質向上を図るとともに支援者同士の顔の見える関係性を築きます。

地域まるごと支援会議の機能強化

- 2 福祉関係機関のみならず、法律専門機関、教育関係機関、更生保護関係機関、庁内関係課など多分野・多職種の連携体制を強化します。

居住支援の促進

- 3 **居住支援協議会\***を設置し、住宅・福祉の関係機関が連携・協働するネットワークを構築します。

権利擁護支援の推進

- 4 **成年後見制度\***の周知・啓発と利用の促進を図り、社会全体の支え合いの体制を整備します。

topic04

「私のひなん計画」をつくりましょう！

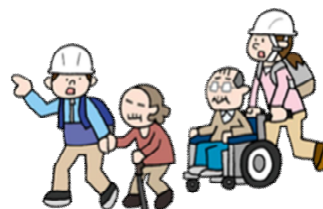
今、災害が起こったら、あなたはどこに避難しますか？なにを持って避難しますか？

「私のひなん計画」とは、災害時の避難に支援を要する方が『どこへ』『だれと』『どうやって』避難するかをあらかじめ決めておくものです。

いざという時にあわてないよう、日頃から備えておくことが大切です。

あなたも「私のひなん計画」を作成してみましよう！

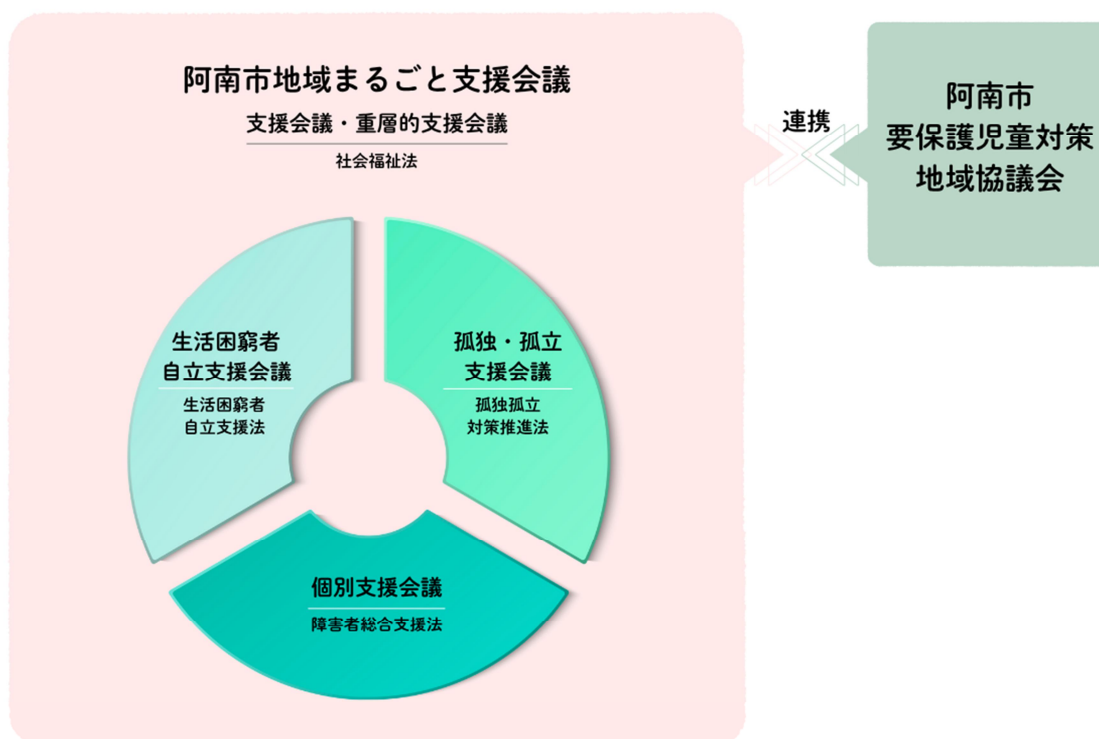
「私のひなん計画」について、詳しくは阿南市ホームページをご覧ください。



阿南市ホームページはこちら

## 地域まるごと支援会議への個別支援会議体の集約

各分野別の法律等で整備された個別支援に関する機能を持つ会議体を「阿南市地域まるごと支援会議」に集約し、個人・世帯等の困りごとに対する多職種・多機関によるチーム支援の体制を整備します。さらに、個別支援を通して発見された地域課題に対し、将来的な施策の展開へつなげていきます。



### 基本施策3 更生保護の体制整備

- **更生保護\***を円滑に実施し、犯罪をした人等が地域社会の一員として暮らしていくことができるよう、国・県・市・住民協働のネットワークを構築します。
- 犯罪をした人等が地域生活を営むに当たって、障壁となる課題を解決し、孤独・孤立状態から再犯に至らないよう支援体制を整備します。

#### ■ 主な取組

基本 策 3	あわサポートネットあなんの取組推進
	1 <b>更生保護*</b> や福祉に関係する行政、保護司会等関係団体、地域住民等によるネットワークを構築し、 <b>更生保護*</b> に係る施策を総合的かつ包括的に推進します。
	地域まるごと支援会議の機能強化（再掲）
2 福祉関係機関のみならず、法律専門機関、教育関係機関、更生保護関係機関、庁内関係課など多分野・多職種の連携体制を強化します。	
3 <b>社会参加に向けた支援体制の整備</b>	
3 就労支援や居住支援など、社会的孤立を抱える犯罪や非行をした人等全ての地域住民が地域社会との関係性を再構築できる支援体制を整備します。	

### 活動指標・直接アウトカム指標

	現状値 (R6)	目標値 (R12)
困りごとを抱えた人に気づく機会が増える		
地域まるごとサポートセンター新規相談受付件数	60件	100件
委託相談支援事業所の新規相談受付件数	—	300件
生活困窮者自立相談事業新規相談受付件数	72件	100件
個別解決の視点を持った支援ができている		
地域まるごと支援会議延べ実施件数	75件	100件
<b>個別避難計画*</b> の作成割合	0.8%	30.0%
就労により生活保護から脱却した世帯数（年間）	12世帯	10世帯

## 第二次阿南市再犯防止推進計画

第3期計画期間中における阿南警察署管内の刑法犯検挙人員は初犯・再犯共に減少傾向にあるものの令和5年における**再犯者率\***は45.8%と依然高い水準であり、約2人に1人は再犯者となっており、再出発を図ろうとする犯罪をした人等をも包摂する「誰ひとり取り残さない共生社会」の実現に向けて取り組む必要があります。

この度、国において令和5年3月に第二次再犯防止推進計画が閣議決定され、以下の内容を重点項目と掲げています。また、徳島県においても令和7年7月に第二次徳島県再犯防止推進計画が策定されました。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域における包摂の推進

本市においては、国・県の計画を勘案しつつ、これまでの国・県・市・地域住民協働の取組を継承し、基本施策3 更生保護の体制整備の内容を中心とした取組を行うとともに、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業等と連携することにより、社会的孤立を防止し、地域における包摂を推進します。

また、地域における更生保護の活動拠点である阿南那賀地区更生保護サポートセンターの運営支援等を通じ、保護司や保護司会、更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係の支援者・団体が行う活動等の支援・充実を図ります。

推進方針

2

みんなが参加・活躍できる機会や場をつくります。

本市においても急激に進行する少子高齢化・核家族化により、地域とのつながりが希薄化しており、市民が潜在的な課題を抱える要因となっています。市民が様々な目的や役割をもって参加できる多様な居場所や機会を創出し、「孤独・孤立」の解消を目指します。

取組の視点

知る  
気づく

- 地域の活動や**社会資源\***を知り、主体的な参加のきっかけをつくります。

つながる

- 地域コミュニティに参加し、人や地域がつながります。

築く

- 自分らしい社会参加を実現できる**社会資源\***を新たに築き、より良い地域をつくります。

## 現状と課題

- 核家族化・単身世帯の増加により、地域とのつながりも希薄化し「孤独・孤立」が進行しています。
- ライフサイクルや価値観の多様化に応じたその人らしい社会参加のカタチを模索する必要があります。
- 市民アンケートにおいて「地域行事やボランティア活動へ参加していない理由」として、「時間にゆとりがないため」が最も多いものの、次点で「地域内でどんな活動が行われているか情報がないため」が理由として挙げられています。特に20代から40代の若年層の3人に1人が該当します。
- 行政や福祉に関する情報の入手経路について、「広報あなん」が最も多いものの、若年層では、「インターネット・SNS」が3割から4割を占めています。
- 地域福祉を支える民生委員・児童委員や保護司は高齢化が進み、深刻な担い手不足の課題を抱えています。
- これまで分野別に整備された地域の居場所は伸び悩んでいる一方、近年、認知度が急上昇している「こども食堂\*」など「誰でも参加できる」ユニバーサル型の居場所が増加しています。



阿南市のこども食堂一覧はこちら

## 基本施策1 地域福祉活動の取組支援

- 潜在的なニーズを抱える方や自ら情報を取りに来ない層へも必要な情報が届くよう、**プッシュ型の情報発信\***をし、地域で行われている活動や**社会資源\***を知る機会を確保します。
- 団体が行う地域福祉活動の周知・広報体制を強化し、地域福祉活動の取組支援を図るとともに、地域福祉の理解醸成に努めます。
- 普及啓発やボランティア活動の奨励を通じ、新たな地域福祉の担い手を養成します。

### ■ 主な取組

基本  
施策  
1

#### 地域福祉活動応援制度（仮称）の新設

- 1 地域福祉活動を行う団体の活動について、広く市民に発信し、地域福祉活動の普及を推進します。

#### 地域福祉の担い手創出・人材育成

- 2 民間事業者のボランティア受入れ体制の構築やセミナーの実施等により、新たな地域福祉の担い手の創出・人材育成を行います。

## 基本施策2 多様な居場所の整備

- 安心できる場を必要とする全ての人に参加しやすい居場所を整備します。
- 地域で支え手と受け手の関係を越えた関わりを構築し、地域コミュニティの活性化を目指します。

### ■ 主な取組

基本  
施策  
2

#### 地域コミュニティとしてのこども食堂活動支援

- 1 食事を通じた地域コミュニティとして活動する**こども食堂\***を支援します。

#### 既存の居場所を活用したユニバーサル化の推進

- 2 分野別で整備されてきた地域の居場所同士の交流を後押しすることや既存の居場所を「誰でも」集える場所にするなどで、地域交流を活性化します。

#### 同じ悩みを持つ市民の支え合いの場の形成

- 3 同じ悩みを持つ当事者同士や家族同士がつながりあえる場を構築します。

### 基本施策3 生きがいを持って社会参加できる体制の推進

- 全ての地域住民が、それぞれの課題や価値に沿って、安心して社会参加できる体制を整備します。
- 自分らしい社会参加を実現する多彩な支援メニューを構築するため、分野・属性にかかわらない資源開発を推進します。

#### ■ 主な取組

基本  
施策  
3

#### ボランティアポイント制度（仮称）の拡充

- 1 高齢者の介護予防を目的として実施している「介護支援ボランティア制度」を拡充し、地域住民の福祉意識の醸成、社会参加の推進を図ります。

#### 社会参加に向けた支援体制の整備（再掲）

- 2 就労支援や居住支援など、社会的孤立を抱える犯罪や非行をした人等全ての地域住民が地域社会との関係性を再構築できる支援体制を整備します。

### 活動指標・直接アウトカム指標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
孤立している人が身近な地域でつながる機会がある		
参加支援プランの策定件数	1件	5件
地域生活支援拠点等*登録事業所数	9件	20件
地域における居場所への参加者が増える		
阿南市こども食堂登録箇所数	12件	21件
高齢者の通いの場*への参加率	7.3%	15.0%
認知症カフェ（オレンジカフェ）*の設置数	8件	10件

推進方針

人と人が支え合い、安心して暮らせる地域をつくります。

3

**地域課題\***の解決に資する活動を創設・普及・定着させていくには、「やりたい」活動をみんなで後押しできる仕組みづくりが必要です。地域住民や様々な機関が「私にできる、私がやりたい地域福祉活動」を展開し、それらの活動をつなぎあわせることで地域共生のまちづくりを推進します。

取組の視点

知る  
気づく

- 地域の課題を知り、私にできる地域福祉活動に気づきます。

つながる

- 同じ志を持つ仲間とつながり合い、**地域課題\***の解決に向けた取組を行います。

築く

- 地域と行政が協働するネットワークにより、地域住民が暮らしやすい地域を築きます。

## 現状と課題

- 地域住民は地域福祉を支える当事者であり、地域福祉の推進に当たっては、地域住民が「我が事」として「住み続けられる、住みたいまち」の実現に向けた行動が欠かせません。
- 少子高齢化や核家族化等のライフスタイルの変容により地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、その解決には、様々な主体の参画による地域づくりの推進が必要です。
- 団体アンケートでは、多くの団体が地域貢献活動を行っており、それぞれの取組を後押しすることで相乗効果が期待されます。
- 持続可能な地域づくりの推進に当たっては、特にこれからの阿南市を担う子ども・若者など若年層の参画が不可欠です。

## 基本施策1 子ども・若者による地域づくりの推進

- こども基本法の理念にのっとり、こどもの健全育成・民主主義の担い手育成の観点から「こどもの意見表明・社会参加」を推進します。
- 子ども・若者が地域づくりに携わる機会を創出し、子ども・若者が自ら地域福祉活動に参加することができる体制を構築します。

### ■ 主な取組

#### 子ども・若者による地域づくりの促進

- 基本  
施策  
1
- 1 子ども・若者目線での自分たちにできる・やりたい地域づくり活動をコーディネートします。

#### こどもの意見表明の機会確保と施策への反映

- 2 こどもが社会の一員として自分の意見を表明し、年齢や成長過程に応じて社会に参加する機会を設け、その意見を施策へ反映できるよう取り組みます。

## 基本施策2 地域の支え合い体制づくりの推進

- 地域の支え合いの体制として、行政・地域住民・民間事業者等による協働の仕組みづくりを推進します。
- 行政・地域住民・民間事業者等の多様な主体が参画する**地域福祉プラットフォーム\***を構築し、地域住民による「住みたい・住み続けたいまち」づくりを推進します。

### ■ 主な取組

基本 施策 2	1	地域コミュニティとしてのこども食堂活動支援（再掲） 食事を通じた地域コミュニティとして活動するこども食堂を支援します。
	2	住民主体の多彩な地域福祉プラットフォーム構築 地域住民や多様な関係者が <b>地域課題*</b> の解決に向けた取組を行う地域福祉プラットフォームを構築します。
	3	社会福祉法人・民間事業者による地域貢献活動の推進 社会福祉法人や民間事業者の地域貢献活動を通じ、民間主体による地域づくりを推進します。

## 活動指標・直接アウトカム指標

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
多様な主体が <b>地域課題*</b> を共有し、地域活動が広がる		
こども若者による地域づくり参画人数	—	30人
地域福祉プラットフォーム設置数	3件	6件



## ひきこもり支援グループつむつむについて

ひきこもり支援グループつむつむ 会長 日根 美野子

### 『つむつむとは』

当事者家族や元小中学校の先生が中心になり活動をしています。本人のペースに合わせ、ゆっくり着実に支援することを目指しています。ゆっくり本人のペースに合わせるイメージから「かたつむり」を連想して、名づけられました。

### 『サロン桜通りの家』

ひきこもり・不登校の相談ができる居場所。羽ノ浦公民館春日野分館（羽ノ浦小松会館）で開催しています。まずは、ご家族や当事者に寄り添い、信頼関係を築くことからはじめ、個別相談にも応じています。毎月第1火曜日午前10時から正午、予約不要。

### 『心配ごと相談』

阿南ひまわり会館で実施されている心配ごと相談にて、ひきこもり・不登校の相談に応じています。毎週月曜日の午前10時から午後3時、予約不要。

### 『ファミリーつむつむ』

ひきこもり・不登校の方の居場所として開催しています。調理や遠足など行事の計画を当事者が話し合い活動をしています。

毎月第3金曜日の午後1時から午後3時に阿南ひまわり会館で実施しています。要予約

### 『今後の取組について』

就労や社会参加できるように、当事者や家族の相談に応じます。一人でも多くの方が社会参加ができ、地域で孤立しないように支援をしていきます。



ファミリーつむつむ  
(Switch 大会)



家族会



ファミリーつむつむ (クッキング)



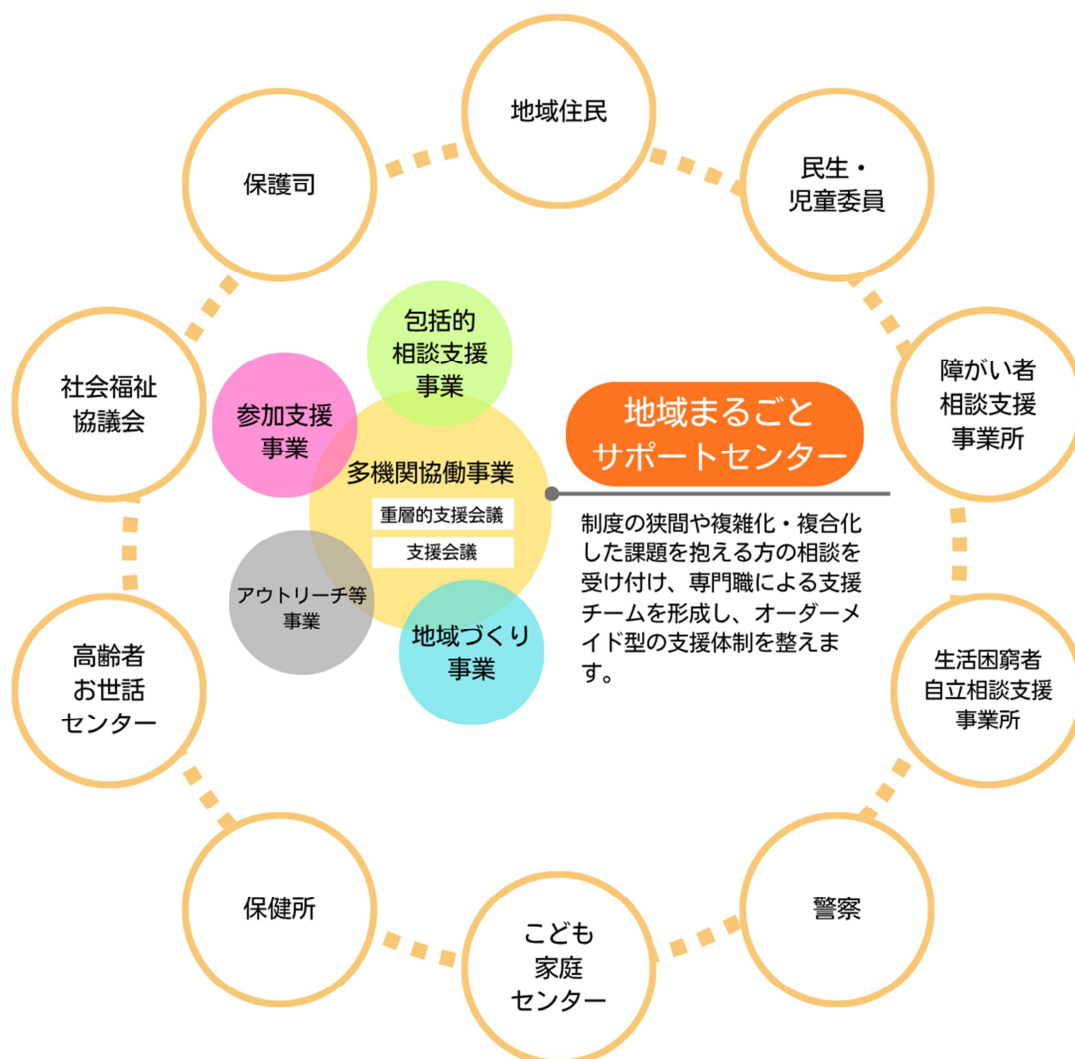
心配ごと相談

※実施日時については、令和7年9月1日時点のものを記載しています。

## 第5章 重層的支援体制整備事業について

### 1 事業の目的

本市では、令和7年（2025年）度より重層的支援体制整備事業を本格的に進めています。当事業は、阿南市地域まるごとサポートセンターを中核に市全体の相談支援機関や福祉・保健・教育などのあらゆる関係者、地域住民がチームとなって属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うことにより、包括的な支援体制を構築することを目的に実施するものです。



## 2 包括的相談支援事業

保健・福祉に関する各専門相談機関において、相談者が抱える悩みや属性、相談内容にかかわらず、一つの窓口で包括的に相談を受け止め、必要に応じ、適切な相談機関と連携しながら、市全体で支える体制を推進していきます。

### 阿南市にある保健・福祉相談窓口

実施機関	実施主体	相談窓口 設置数
地域まるごとサポートセンター	地域共生推進課（直営）	1か所
★高齢者お世話センター	地域共生推進課（委託）	7か所
★基幹相談支援センター	地域共生推進課（委託）	1か所
障がい者虐待防止センター		1か所
相談支援事業所		2か所
★あなんパーソナル・サポート・センター	地域共生推進課（委託）	1か所
★利用者支援 事業	こども家庭センター型	1か所
	妊婦等包括相談支援事業型	1か所
成年後見センター	地域共生推進課（委託）	1か所
生活保護相談窓口	生活福祉課（直営）	1か所
女性のための生き方なんでも相談窓口	人権・男女参画課(直営)	1か所
子育ての相談窓口 家庭児童相談窓口 児童虐待相談窓口	こども家庭センター(直営)	1か所
精神保健相談窓口	保健センター（直営）	1か所
心配ごと相談窓口	阿南市社会福祉協議会	1か所

★印は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業

（令和7年10月時点）

### 3 参加支援事業

既存のコミュニティに加え、新たに発掘・整備された地域の**社会資源\***を最大限に活用し、支援を必要とする人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで、社会とのつながりを回復できるよう支援します。

主な事業

事業名	実施主体
★参加支援事業	地域共生推進課（委託）
就労準備支援事業	地域共生推進課（委託）

★印は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業

（令和7年10月時点）

### 4 地域づくり事業

世代や属性を問わず、地域住民が気軽に交流できる活動の場を整えることで、地域のつながりと支え合いを推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

主な事業

事業名	実施主体
★地域介護予防活動支援事業	地域共生推進課（委託）
★生活支援体制整備事業	地域共生推進課（委託）
★地域活動支援センター事業	地域共生推進課（委託）
★地域子育て支援拠点事業	こども保育課、こども支援課（一部委託）
★生活困窮者等のための地域づくり事業	地域共生推進課（直営）

★印は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業

（令和7年10月時点）

## 5 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ひきこもり状態にあり相談機関に来所できない人や孤独・孤立を感じ生活に生きづらさを抱えている相談支援につながりづらい人に適切な包括的相談支援・参加支援を実施するため、こどもから高齢者まで全世代に対応したアウトリーチ\*活動等支援を継続的に行います。



主なアウトリーチ等活動

事業名	実施主体
★アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域共生推進課（委託）
民生委員・児童委員による見守り	生活福祉課
妊婦訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業 養育支援訪問事業	こども家庭センター

★印は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業

（令和7年10月時点）

## 6 多機関協働事業

単独の支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、多機関協働事業者自らが支援を実施することにより、包括的な支援体制の構築を行います。

事業名	実施主体
★多機関協働事業	地域共生推進課（一部委託）

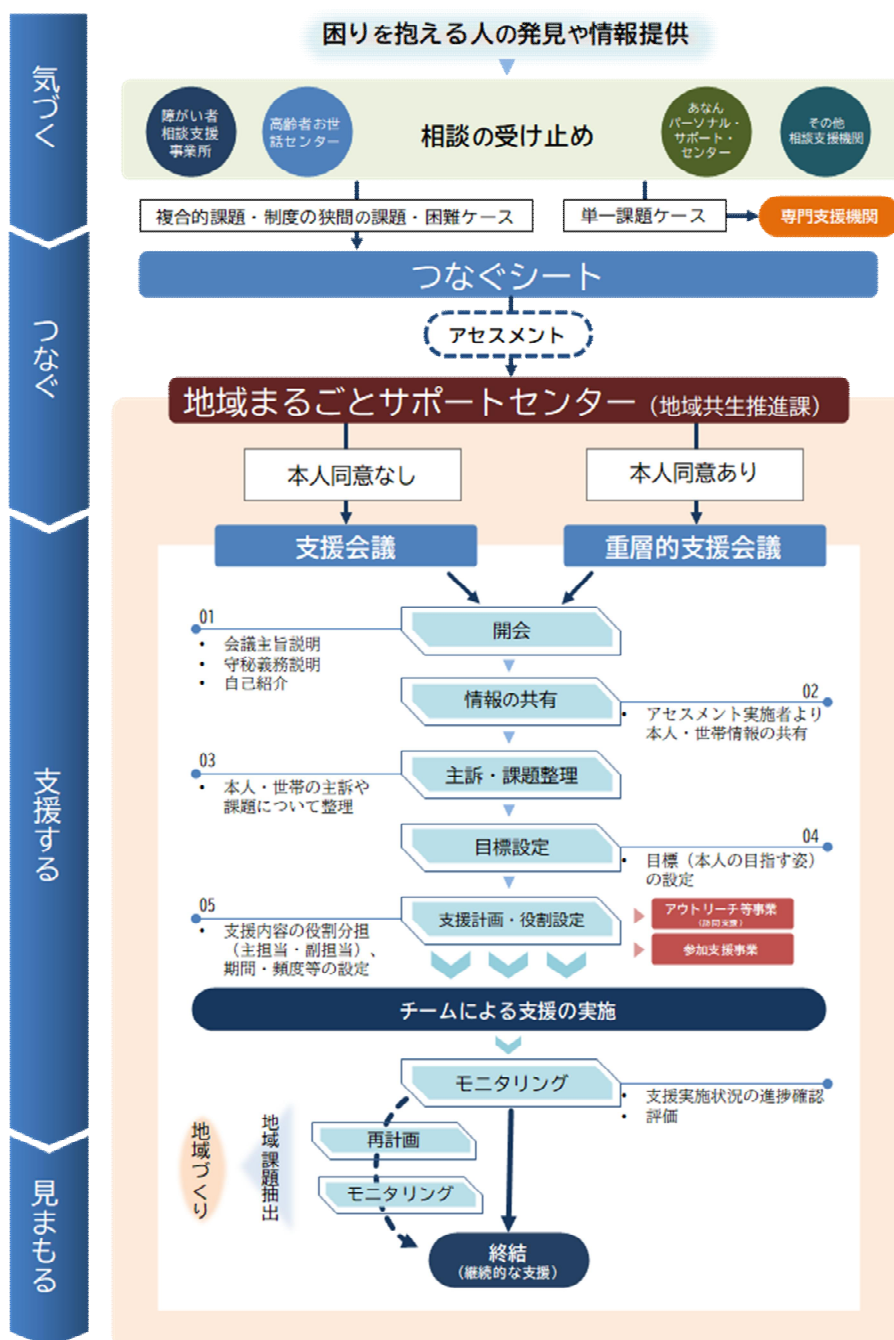
★印は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業

（令和7年10月時点）

## 7 重層的支援会議と支援会議

多機関協働事業において、週に1回、阿南市地域まるごと支援会議（重層的支援会議・支援会議）を実施しています。この会議は、複雑化・複合化した困難な課題に対し、関係機関を集め、役割分担や支援方針の決定を行い、チームで支援する体制を整備しています。

（相談から阿南市地域まるごと支援会議までのフロー図）



## 第6章 計画の推進

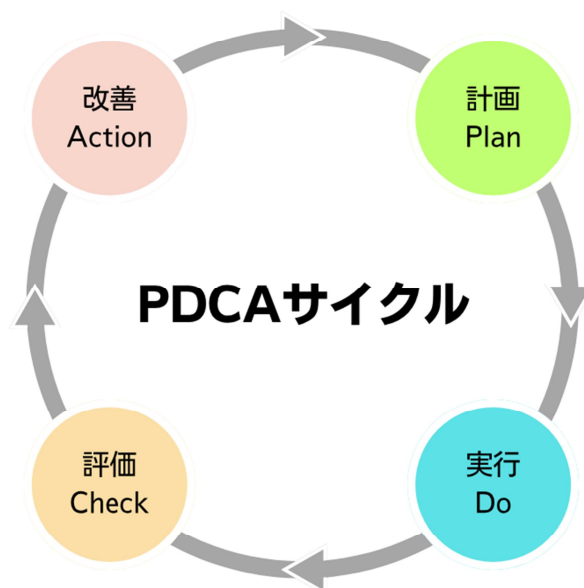
### 1 計画の評価時期と進行管理

---

本計画は、毎年度、施策実施担当課等で構成する阿南市地域福祉計画作業部会において評価を実施します。

また、刻々と変化する社会情勢に臨機応変に対応していくため、評価に合わせて現状を分析し、それぞれの成果目標の達成状況や課題等を検証する**PDCAサイクル\***を回すことにより、確実な計画期間中の取組推進を図ります。

計画最終年度の令和12年（2030年）度には、計画期間全体を通しての推進状況について、最終評価を行い、次期の計画策定に生かしていきます。



## 2 評価の基本的な考え方

本計画の策定・推進に当たっては、取組を定めて推進していくとともに、その取組の進捗の成果・効果等を定期的に振り返り、その後の活動に生かしていくことが重要となります。

一方、本計画の目標に位置づけている「ウェルビーイングの向上」は、本計画に記載された取組以外の様々な取組と合わせて目指すものです。

したがって、評価については、多角的な視点で行うこととし、「取組の量の多い、少ない」のみをもって判断するものではなく、「取組の結果、どのような変化があったか」、「次期計画に向けて残された課題が何で、どのような取組が必要か」を関係者間で話し合い、取組の推進や次期計画策定に生かすことを目的に実施していきます。

## 3 活動指標・直接アウトカム指標一覧

	現状値 (R6)	目標値 (R12)
<b>困りごとを抱えた人に気づく機会が増える</b>		
地域まるごとサポートセンター新規相談受付件数	60件	100件
委託相談支援事業所の相談受付件数	—	300件
生活困窮者自立相談事業新規相談受付件数	72件	100件
<b>個別解決の視点を持った支援ができています</b>		
地域まるごと支援会議延べ実施件数	75件	100件
<b>個別避難計画*</b> の作成割合	0.8%	30.0%
就労により生活保護から脱却した世帯数(年間)	12世帯	10世帯
<b>孤立している人が身近な地域でつながる機会がある</b>		
参加支援プランの策定件数	1件	5件
<b>地域生活支援拠点等*</b> 登録事業所数	9件	20件
<b>地域における居場所への参加者が増える</b>		
阿南市こども食堂登録箇所数	12件	21件
高齢者の <b>通いの場*</b> への参加率	7.3%	15.0%
<b>認知症カフェ(オレンジカフェ)*</b> の設置数	8件	10件
<b>多様な主体が地域課題*</b> を共有し、地域活動が広がる		
こども若者による地域づくり参画人数	—	30人
地域福祉プラットフォーム設置数	3件	6件

# 資料編

## 1 用語解説

### 【あ行】

**アウトリーチ**：必要な支援が届いていない人に対し、行政や支援機関が訪問すること等により積極的に働きかけて情報や支援を届けること

**NPO法人**：「Non-Profit organization (ノンプロフィット・オーガニゼーション)」の略語で、民間の非営利法人のことを言います。

### 【か行】

**通いの場**：年齢や心身の状態等によって高齢者を分け隔てることなく誰でも参加することができ、介護予防などを目的とした活動を行う場です。通いの場が身近な場所にあることで、地域の支え合いの仕組みが醸成され、孤独・孤立予防にも寄与します。また、住民同士のつながりができることで防災・防犯の意識が高まり、地域の安心・安全にもつながります。

**共助**：緊急時や災害時に地域やコミュニティなどの周囲の人たちが協力して助け合うことです

**居住支援協議会**：住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できるよう、市、不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援団体等が連携する協議体をいいます。

**更生保護**：犯罪や非行をした人を社会に受け入れ、地域社会の理解と協力を得ながら、その自立や改善・更生を支援し、再犯や再非行を防ぎ、安全で安心な地域社会の実現を目指す活動です。

**子ども食堂**：無料又は安価で栄養のバランスが良い食事や温かな団らんを提供する誰もが参加できる居場所をいいます。

**個別避難計画**：避難行動要支援者一人ひとりについて、状況に応じた避難支援を具体的に記載した計画をいいます。

**孤立死**：自宅で死亡した1人暮らしの人で、死後8日以上経過して発見され、生前に社会的に孤立していたと見られる人として定義されます。

#### 【さ行】

**再犯者率**：犯罪を行って検挙された人のうち、過去にも検挙されたことのある再犯者の割合をいいます。

**再入率**：ある年の刑事施設出所者のうち、出所後の一定期間内に、あらたな罪を犯して刑事施設に再入所した人の割合をいいます。

**社会資源**：福祉の分野において、住民や利用者の生活上のニーズを満たしたり、問題解決のために活用される様々な制度・施設・機関・設備・資金・物資・法律・情報・集団・個人の持つ知識や技術などをいいます。

**情報アクセシビリティ**：年齢や障がいの有無、性別、国籍などにかかわらず、必要な情報に誰でも簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

**住宅確保要配慮者**：住宅の確保に特に配慮を要する低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人等をいいます。

**生活支援コーディネーター**：地域に住む高齢者が、いつまでも自分らしく、安心して暮らし続けられるよう地域における多様な連携・協力体制を整備するコーディネーターをいいます。

**制度の狭間**：公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態のことです。

**成年後見制度**：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるよう、本人に代わり、財産管理や契約行為といった法律行為を行う制度。

## 【た行】

**ダブルケア**：子育てと介護が同時期に発生する状態をいいます。

**地域課題**：地域社会において住民が直面している様々な生活上の困難や問題のことをいいます。

**地域子育て相談機関**：令和6年（2024年）施行の改正児童福祉法によって法制化された、全ての子育て世帯やこどもが身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる窓口・施設をいいます。

**地域生活支援拠点等**：障がい者等の地域生活を支えるための中核的な体制であり、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成等、地域の体制づくりの5つの機能強化を図り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みです。

**地域福祉プラットフォーム**：福祉に関する共通の目的（地域課題の解決）を達成するためにつくられる場であり、地域住民や多様な関係者が主体的に参加し、それぞれの専門性や得意分野を活かし合って活動する組織体を指します。

**地域包括ケアシステム**：高齢者が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことをいいます。

## 【な行】

**認知症カフェ（オレンジカフェ）**：認知症の人やそのご家族、ご近所の方、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換等をする地域の拠点のことです。

**2025年問題**：団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者になることで大勢の高齢者を少ない現役世代で支える構造的問題をいいます。

## 【は行】

**8050（はちまるごーまる）問題**：80代の親がひきこもり状態にある50代の子の生活を支え、親の介護の問題など課題が多様化・複雑化し、地域の中で孤立している世帯をいいます。

**ひきこもり**：様々な要因の結果として、社会への参加が狭まり、就学や就労など、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態をいいます。

**PDCAサイクル**：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとった者で、永続的な行政目標の達成に向けて自ら計画を策定・実行し、改善していく行政経営の方法をいいます。

**避難行動要支援者**：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、迅速な避難のために特に支援を要する者をいいます。

**プッシュ型の情報発信**：発信者が受信者に対して、能動的かつ一方的に情報を届ける手法をいいます。

## 【や行】

**ユニバーサルデザイン**：年齢・性別・国籍、能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築・製品・情報などの設計（デザイン）のことです。

## 【ら行】

**ライフステージ**：人の一生を年齢や人生の節目となる出来事によって区切った、それぞれの段階（ステージ）のことをいいます。

## 2 阿南市地域福祉計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、阿南市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市の区域内に所在する社会福祉施設の代表者
- (2) 市の区域内において活動する社会福祉関係団体の代表者
- (3) 民生委員及び児童委員の職にある者
- (4) 識見を有する者
- (5) 市の区域内に住所を有する者で公募に応じたもの

2 委員は、第2条の規定による地域福祉計画に関する重要事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開する。ただし、阿南市情報公開条例（平成12年阿南市条例第37号）第7条に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(資料の提出その他の協力)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の関係機関に対し、調査審議に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理するものとする。

(委員会の運営)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 社会福祉法（抄）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 4 再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 5 計画策定の経過

	開催（実施）月	開催（実施）事項
令和6年度	7月30日・8月6日	ユースサミットKIZUKI
	11月19日	第1回作業部会
	11月27日から1月13日	地域福祉に関するアンケート調査 市民アンケート 中学生アンケート 民生委員・児童委員アンケート 保護司アンケート 団体アンケート
	3月21日	第2回作業部会
令和7年度	5月8日	第1回阿南市地域福祉計画策定委員会（諮問） 第1章 地域福祉計画の策定にあたって 第2章 地域福祉の現状と課題
	6月18日	第3回作業部会
	7月1日	第2回阿南市地域福祉計画策定委員会 第3章 計画の体系 第4章 施策の展開
	10月22日	第4回作業部会
	11月11日	第3回阿南市地域福祉計画策定委員会 第5章 重層的支援体制整備事業について 第6章 計画の推進
	11月21日から12月19日	パブリックコメントの実施

## 6 阿南市地域福祉計画策定委員会委員名簿

		氏名	所属団体等
1	会 長	米 田 勉	阿南市社会福祉協議会
2	職務代理人	吉 田 忠彦	阿南市セニヤクラブ連合会
3	委 員	助 石 浩章	特別養護老人ホーム阿南荘
4	委 員	尾 崎 範子	阿南市女性協議会
5	委 員	松 浦 廣美	阿南市子ども会連合会
6	委 員	笠 井 章夫	阿南市身体障害者連合会
7	委 員	小 坂 敏春	阿南那賀地区保護司会
8	委 員	福 岡 一郎	阿南市ボランティア連絡協議会
9	委 員	撫 養 千尋	阿南市民生委員・児童委員協議会
10	委 員	濱 田 真司	阿南市小学校校長会
11	委 員	宮 崎 修忍	阿南市公民館連絡協議会
12	委 員	村 田 友樹	全国企業主導型保育事業連合会
13	委 員	青 木 正繁	NPO 法人災害・危機対応支援センター
14	委 員	片 山 美幸	公募委員
15	委 員	茂 村 力	公募委員

\*順不同